

視点 2 . 私的年金制度の普及・促進

令和 5 年 9 月 25 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

iDeCoの手続簡素化・効率化 iDeCo+の導入推進関係

本日も議論いただきたい点

iDeCoの手続簡素化・効率化

- iDeCo未加入者の加入を促進するための手続面での対応
- iDeCo加入者の利便性向上のための手続面での対応
- iDeCo加入者数の増加に対応するための事務の効率化
- オンライン化や手続き簡素化に当たって留意すべき事項 など

iDeCo+の導入推進

- 中小企業における雇用者の資産形成支援のため、iDeCo+の活用促進に資する制度・手続面での対応
- iDeCo+を実施できる中小事業主の対象範囲 など

資産所得倍増プラン (抄)

(令和4年11月28日 新しい資本主義実現会議決定)

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- iDeCoの加入には国民年金被保険者である必要があり、iDeCoの加入可能年齢については、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっており、違いがある。
- そこで、働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

- 現在のiDeCoの拠出限度額は、第1号被保険者(自営業者等)は月額6.8万円、第2号被保険者(会社員・公務員等)のうち企業年金ありの者は月額1.2-2.0万円、企業年金なしの者は2.3万円、第3号被保険者(専業主婦(夫))は月額2.3万円となっている。
- 2024年12月より、会社員・公務員等のうち、企業年金ありの者は、拠出限度額が2.0万円に統一される予定である。
- また、iDeCoの受給を開始できる年齢については、上限年齢が75歳となっている。
- これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

- なお、NISAと併せて、iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

(注) 税制措置については、今後の税制改正過程において検討することとされている。

6. 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

＜消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設＞

- そのため、中立的なアドバイザーの見える化を進めるとともに、そうしたアドバイザーにより顧客本位で良質なアドバイスが広く提供されるよう取り組んでいくことが重要である。そこで、令和6年中に新たに金融経済教育推進機構（仮称）を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う。
- 特に、こうした中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、助言対象を絞った投資助言葉（例えば、つみたてNISAやiDeCoにおける投資可能商品に限定）の登録要件の緩和を、必要な監督体制の整備と併せて検討する。

7. 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

＜企業による資産形成の支援強化＞

- また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。
- さらに、企業による雇用者の資産形成の強化は、本年8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

【iDeCo制度の改革（第二の柱）】

① iDeCoの加入可能年齢の引上げについて

- ・ iDeCoの加入可能年齢について、就業機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、70歳まで引き上げることとする。詳細な要件等については、働き方・ライフコースが多様化する中で、幅広い方々が公平に老後生活に備えることができる環境をつくることを基本として検討し、次期年金制度改正において、所要の法制上の措置を講じる。

② iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて

- ・ 拠出限度額については、令和元年12月25日にとりまとめた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」においても、「拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方については、引き続きの検討課題となるが、企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づくものであるということや、これらの見直しの内容によっては、企業年金、特に確定給付企業年金（DB）の普及を阻害しかねないことにも留意して、自助・共助・公助の役割分担や雇用・働き方の変化等を踏まえつつ、将来像の検討とともに、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。」とされており、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。
- ・ iDeCoの受給を開始できる年齢の上限を引き上げることについて、iDeCoの加入可能年齢の引上げを踏まえ、老後の所得確保のための制度として掛金拠出と運用を一定期間確保する観点から、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

③ iDeCoの手続きの簡素化について

- ・ 令和6年12月から、加入時・転職時の事業主証明書及び年1回の現況確認を廃止するとともに、併せて、さらなる簡素化・デジタル化に取り組んでいく。また、NISA・iDeCoの口座開設の簡素化についても、金融庁における検討を踏まえ取組を進めていく。

【中立的で信頼できるアドバイス提供の促進（第三の柱）、金融経済教育の充実（第五の柱）】

- ・ 事業主における投資教育促進に向けて、セミナーの実施やe-ラーニングの充実等の支援策について関係団体等とともに検討し、取組を進めていく。その際には、従業員が職域において中立的な認定アドバイザーを活用した場合に支援を行う仕組みについても周知し、活用を促していく。
- ・ 助言対象を絞った投資助言業の登録要件の緩和について、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、投資助言業の所管省庁である金融庁と調整を行っていく。

【企業による資産形成の支援強化（第四の柱）】

- ・ 中小企業において企業年金やiDeCoが広がるよう、具体的な周知広報等の取組について検討し速やかに実施するとともに、令和2年法改正時の附則において規定されている中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等についても、次期年金制度改正に向けて検討を行っていく。

【顧客本位の業務運営の確保（第七の柱）】

- ・ 金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者に対して、横断的に、最終受益者の最善の利益を図る取組の定着や底上げが図られるよう必要な取組を促すことについて、金融審議会顧客本位タスクフォースにおける議論を踏まえつつ、金融庁と連携して対応していく。
- ・ 幅広い関係者との対話や、運用体制・手法に係るベストプラクティスの共有・普及について、具体的な対応を金融庁とともに検討し、対応を進めていく。

【概要】 デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日閣議決定）

第2 重点計画の基本的考え方

1. デジタルにより目指す社会の姿

我が国が目指すデジタル社会 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」		
デジタル社会 で目指す 6つの姿	① デジタル化による成長戦略	② 医療・教育・防災・子ども等の 準公共分野のデジタル化
	③ デジタル化による 地域の活性化	④ 誰一人取り残されない デジタル社会
	⑤ デジタル人材の育成・確保	⑥ DFFTの推進を始めとする 国際戦略

2. デジタル社会の実現に向けての原則

具体策を考える上で前提となる理念・原則	
デジタル社会形成のための基本10原則 ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献	国の行政手続オンライン化の3原則 デジタルファースト ワンスオンリー コネクテッド・ワンストップ
構造改革のためのデジタル5原則 ①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則 ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則	業務改革(BPR)と規制改革の必要性 サービス設計12箇条 クラウド・バイ・デフォルト原則

デジタル庁HPより

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-1（2）① 経済界要望等を踏まえた行政手続のデジタル完結の推進

行政手続のデジタル完結に関しては、調査会において、年間手続件数1万件以上の申請等に関する約1,300条項の調査・点検を実施し、それらの手続のデジタル化に関する状況・方針等を取りまとめた。**各府省庁は、上記の方針に基づき、集中改革期間の終期に当たる2025年度（令和7年度）までに、手続のデジタル化等を行うこととする。**具体的には、当該方針の別表に掲載された手続について、デジタル化の方針が決定しているものについては具体的な見直しの手順やデジタル化の方法等を検討し、今後、方針等が確定するものについてはデジタル化に向けた方針を調査会事務局と調整の上、2023年（令和5年）9月末を目途に、デジタル化に向けた工程の案を調査会へ提出する。調査会は、同年12月末を目途に、その内容を精査した上で行政手続のデジタル完結に向けた工程表を公表するものとし、各府省庁は、この工程表に沿って規制の見直し等を進めていくこととする。

Ⅲ 制度の普及等に向けた改善

- 企業年金・個人年金は、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという役割がある中、その現状を見ると、
 - ・ 個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））について、加入可能範囲が拡大されたが、企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者のうちiDeCoに加入できるのは、iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がある企業に限られているといった課題がある。そのほか、様々な手続上の課題について指摘がある。
- これらを踏まえると、加入可能年齢の引上げ等の制度の充実を図ることに併せて、より多くの企業・個人が制度を利用できるよう、制度面・手続面の改善を図るべきである。

3 企業型DC加入者の個人型DC（iDeCo）加入の要件緩和

- この点について、規約の定めや事業主掛金の上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCo（月額2.0万円以内）に加入できるように改善を図るべきである。
- このためには、事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築することが必要であり、事業主掛金を管理する企業型記録関連運営管理機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携が求められる。

4 iDeCoに係るその他の改善

(2) iDeCoの加入申込み等のオンライン化

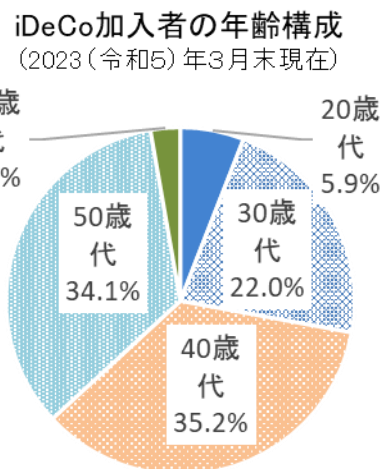
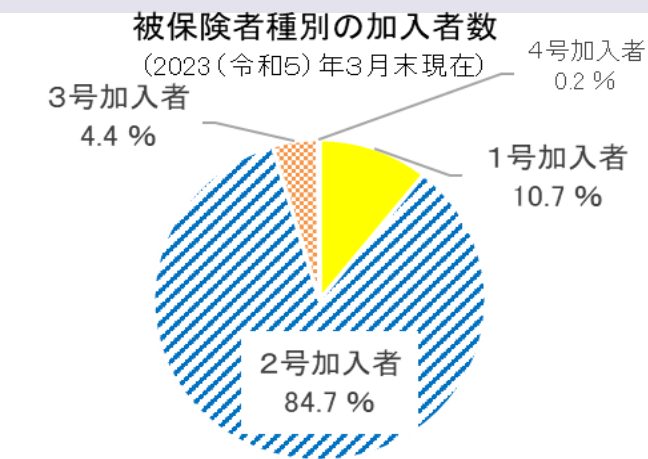
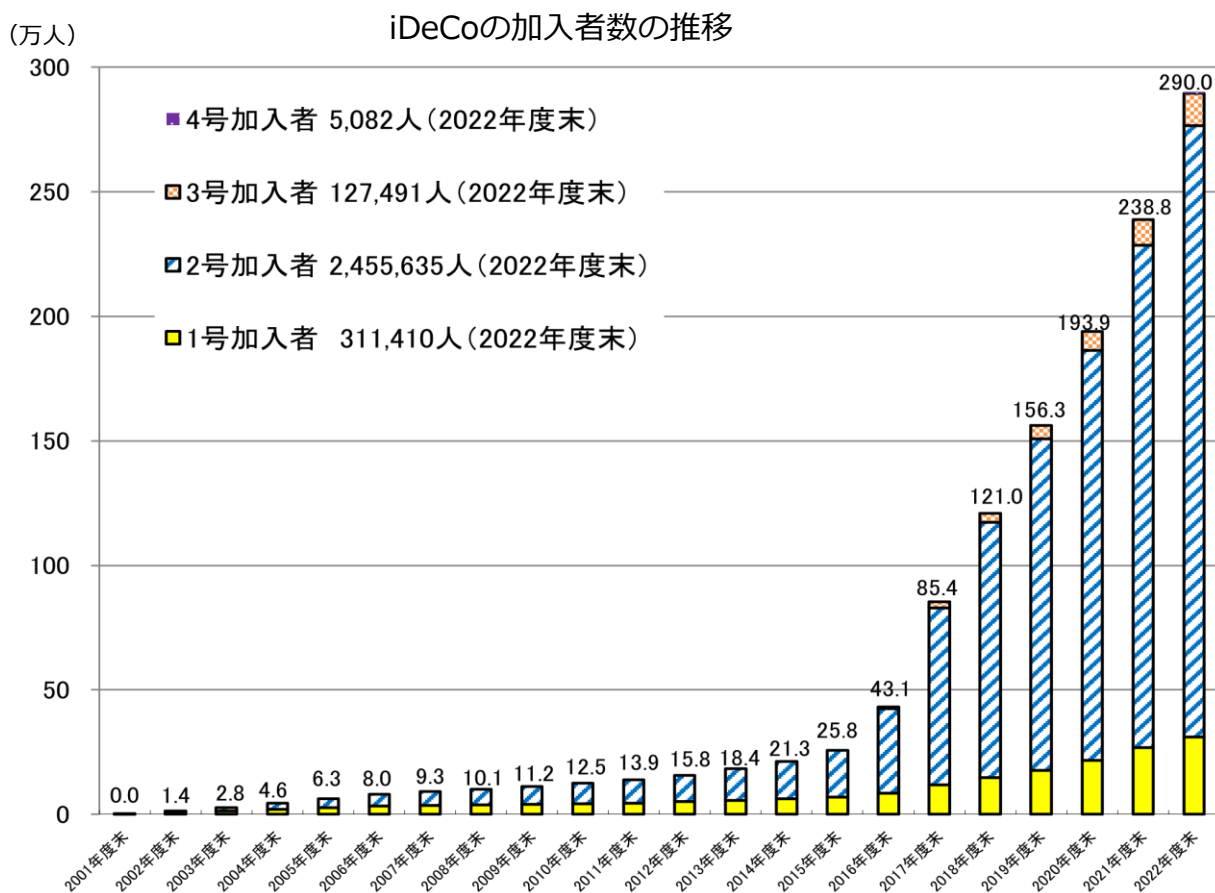
- iDeCoの加入申込みや変更について、現行は紙による手続となっているが、オンラインで行うことを可能とするなど、各種手続面の改善をできる限り速やかに実現すべきである。

(3) iDeCoの手数料

- iDeCoの手数料について、2012（平成24）年に、現在の手数料が設定された。その後、2016年改正があり、加入者数も増加したが、一方でシステム改修の費用を要した。
- 今回の制度改正で更なる加入者数の増加が期待できるが、再度、システム改修を要することとなる。国民年金基金連合会は、今回の制度改正によるシステム改修費等の増額要因、手続の効率化等の減額要因、加入者数の現状と今後の見通し等を踏まえて、収支を再計算して手数料を再設定するとともに、前提となる期間を終了するごとに再計算・再設定していく必要がある。

iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo (individual type Defined Contribution pension plan) に決定。
- 2017 (平成29) 年1月に加入可能範囲を拡大。2023 (令和5) 年3月末現在、加入者は290.0万人。
- 令和4年度における60歳以上のiDeCo新規加入者は約8万人。



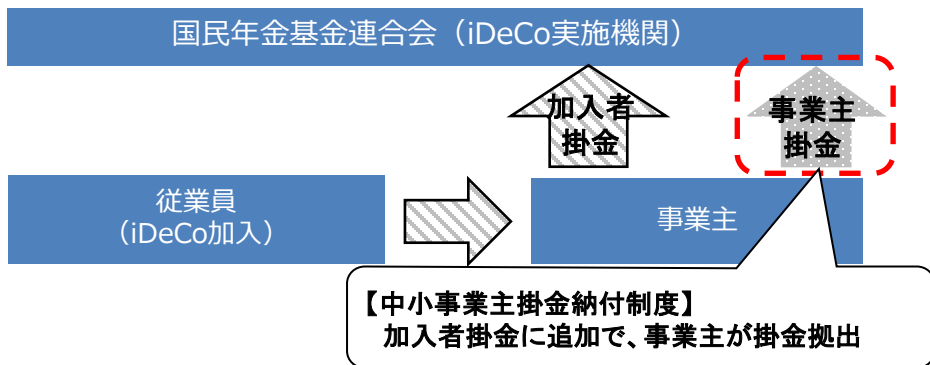
令和4年度における
60歳以上の
iDeCo新規加入者数
79,792名

(出所) 国民年金基金連合会調べ

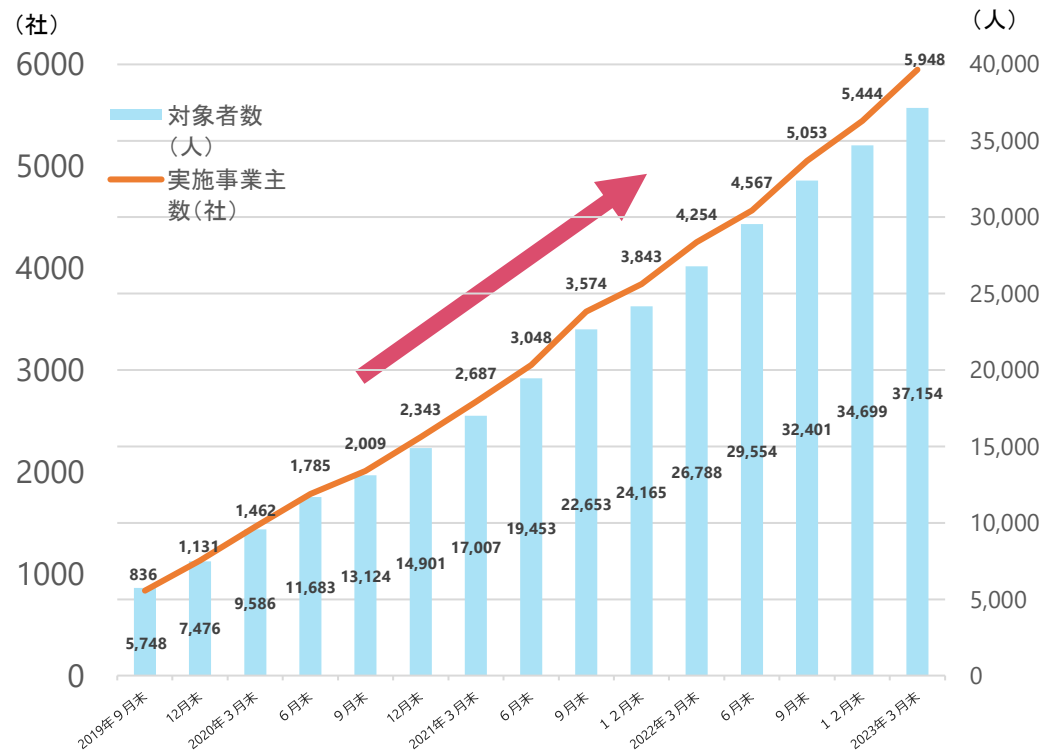
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



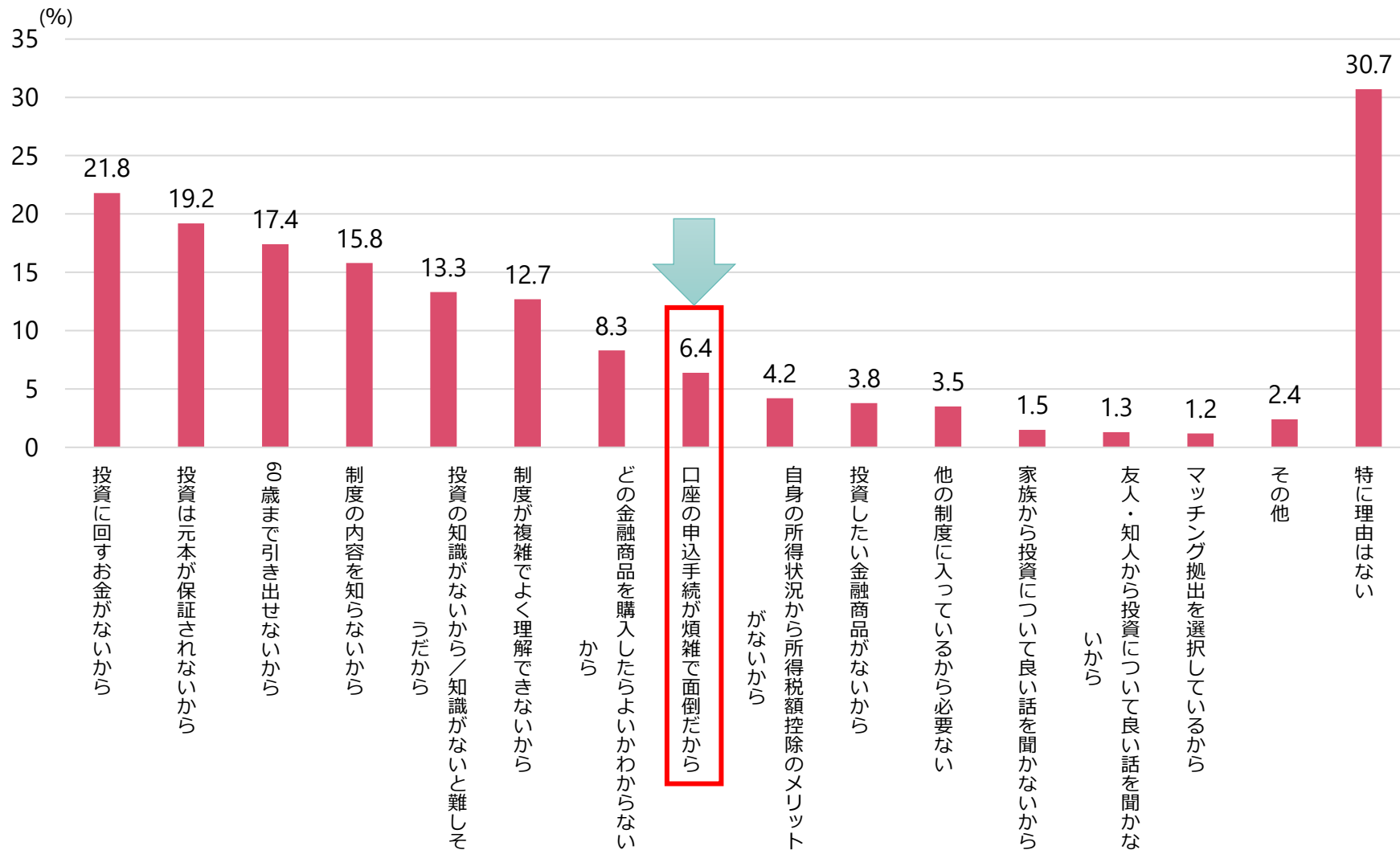
<iDeCoプラスの実施状況>



（出所）国民年金基金連合会調べ

iDeCoの口座未開設等理由（複数回答）

iDeCoに加入しない理由として、「口座の申込手続きが煩雑で面倒だから」も一定割合存在。



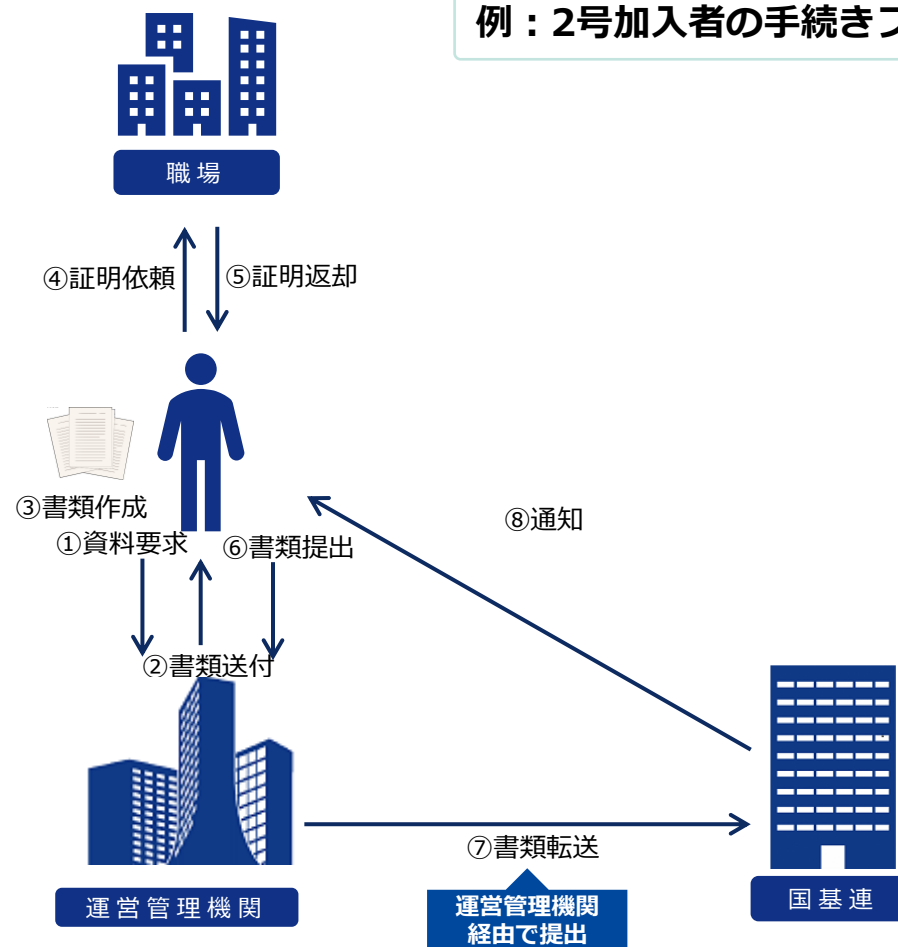
iDeCo・iDeCo+ 関係届書について

iDeCo・iDeCo+ 関係入力帳票（届書）について、その大部分は法令に規定された手続きに関する届書である。原則、届書は紙ベースで作成され、郵送で提出されている。

入力帳票の現状

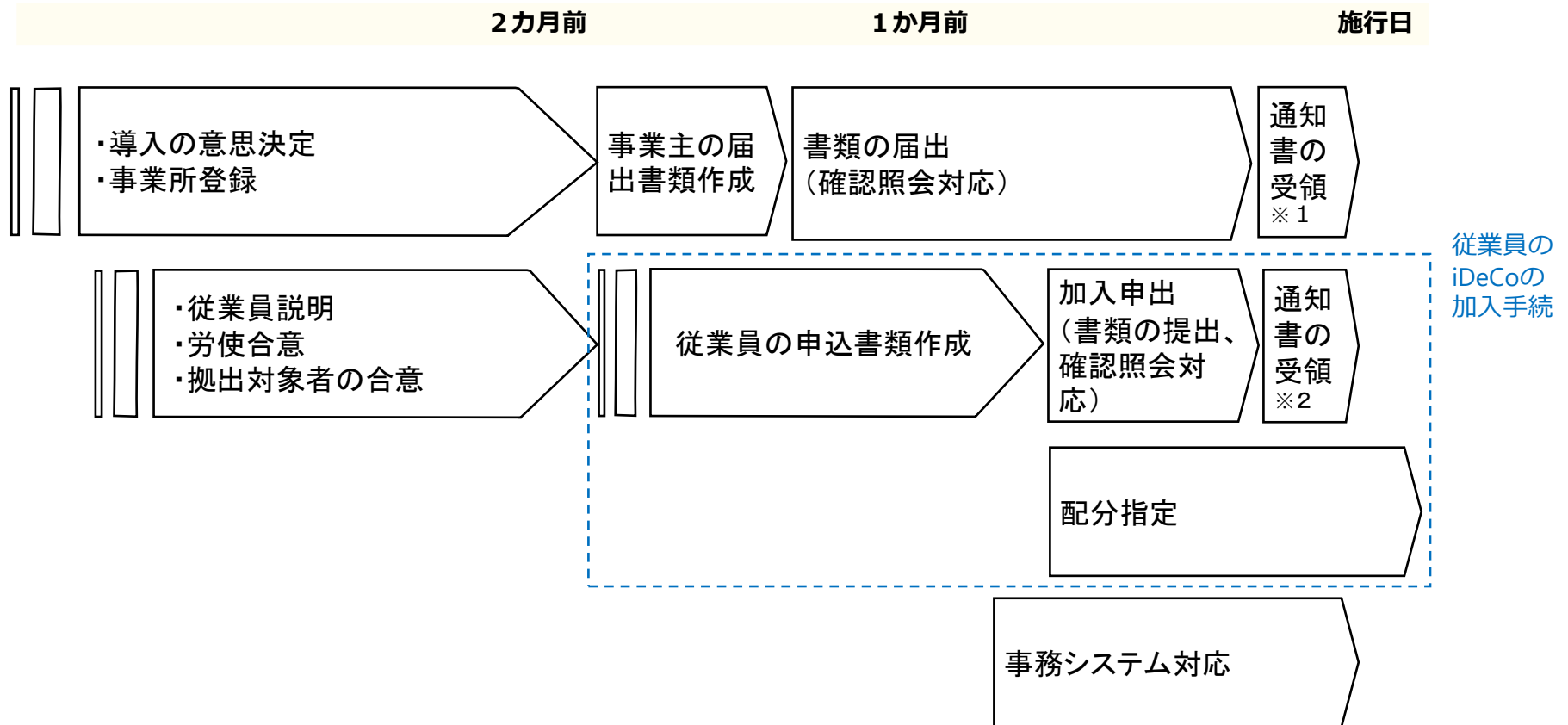
- 届書の受付等窓口業務は国民年金基金連合会（国基連）より民間の金融機関等（運営管理機関）に委託しており、加入（申出）者は各社のサービスや商品ラインナップを比較して運営管理機関を1社選定し、当該機関を通じて手続きを行う。
- 紙による手続きの場合、加入（申出）者は、運営管理機関より必要書類を取り寄せ、必要事項を記入して郵送で運営管理機関に提出する。
- 第2号加入者の場合、届書の種類によっては事業主証明書が必要となるため、前記届書に加えて別途、勤務先に証明書の作成を依頼する必要がある。（～R6.11まで）

例：2号加入者の手続きフロー



中小事業主掛金納付制度の導入手続

- 中小事業主掛金納付制度 (iDeCo+) の実施に当たっては、拠出対象者や拠出額等について労使合意を得るとともに、拠出対象者本人の同意を得た上で届出書類を提出する必要がある。
- また、就業規則などの社内規程も見直す必要がある。



※1 中小事業主掛金納付制度決定通知書兼引落予定のお知らせ：拠出対象者における各月毎の事業主掛金及び加入者掛金の引き落とし予定を通知するもの

※2 個人型年金加入確認通知書：個人型確定拠出年金の加入に当たり氏名等登録された個人情報や資格取得年月日を通知するもの

iDeCo+を開始する際に必要な提出書類

- 原則、全ての書類を「紙で」「(国基連と地方厚生局用に)2部」作成し、提出しなければならない。
- 提出から掛金拠出開始までに概ね2ヶ月程度要する。

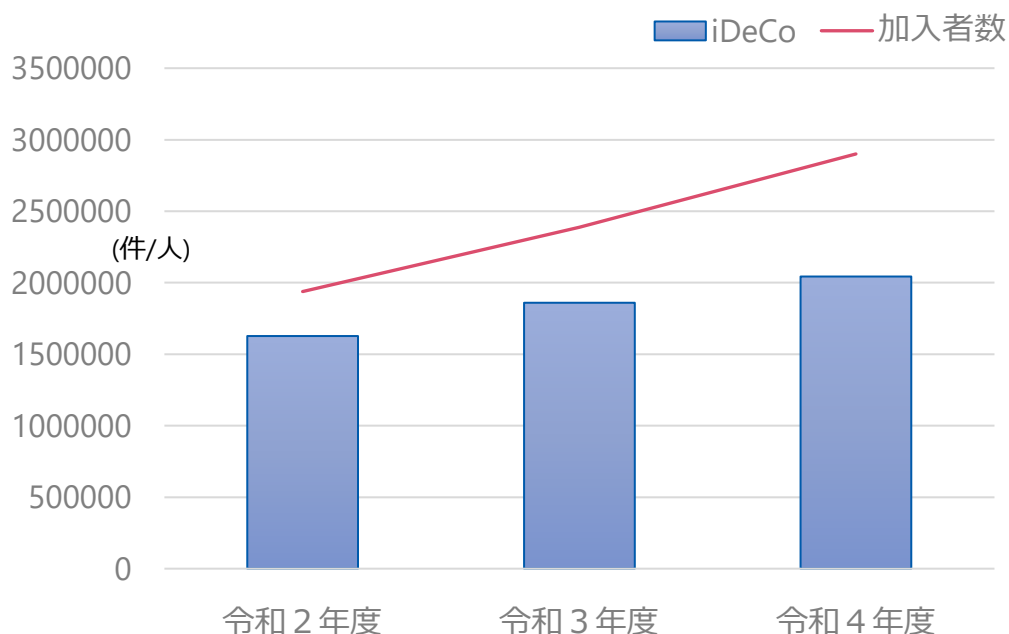
制度導入時に提出を要する書類	概要
中小事業主掛金納付開始・終了届 (様式第K301号)	事業主名称、住所、開始予定年月及び納付月等の確認
中小事業主掛金対象者登録届 (様式第K303号)	iDeCo+実施対象者の確認
中小事業主の資格に関する現況について (省令様式第10号)	中小事業主の資格を確認
中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に関する同意書 (省令様式第11号)	拠出に関する労使合意を確認
労働組合の現況について (省令様式第15号) または過半数を代表する者の証明書 (省令様式第16号)	第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者であることを確認
一定の資格別中小事業主掛金届 (様式第K306号) ※	定められた一定の資格と納付額を確認
資格ごとの労働条件が規定されている労働協約又は就業規則などの写し ※	加入者の一定の資格の範囲に係る職種等を確認
中小事業主掛金納付事業所登録申請書 (事前登録用) (様式第K-314号)	事業主に係る基本情報の登録、登録事業所番号の払出 (国基連のみ)
預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書 (様式第K-007B号)	掛金の振替を実施する事業主の口座を登録 (国基連のみ)

※は「一定の資格(職種・勤続年数)」を定める場合に作成・提出

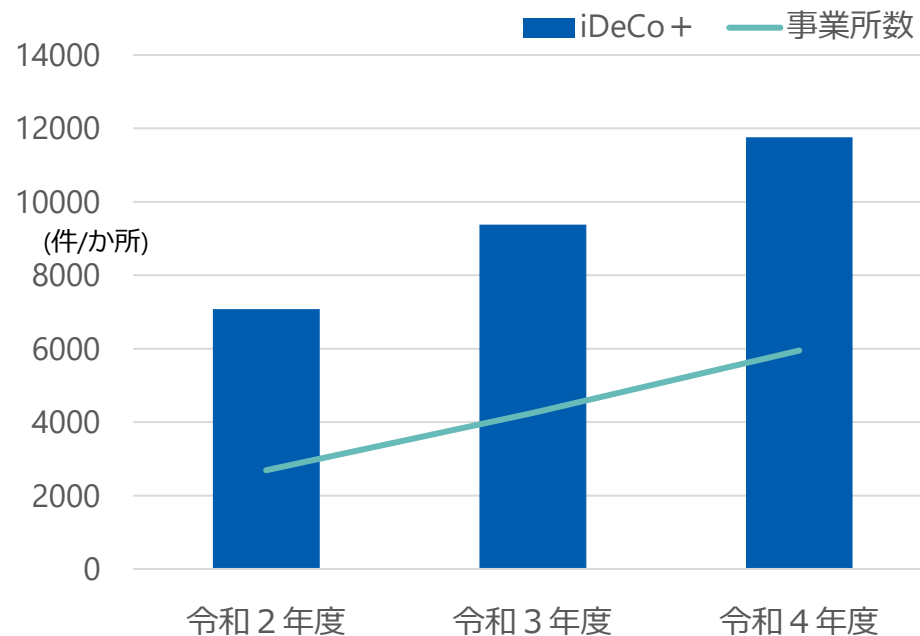
iDeCo・iDeCo+ 関係届出書の処理状況

iDeCo加入者及びiDeCo+実施事業所の増加に伴い、届出書の処理件数も急増。

届出書処理件数の推移 (iDeCo)



届出書処理件数の推移 (iDeCo+)



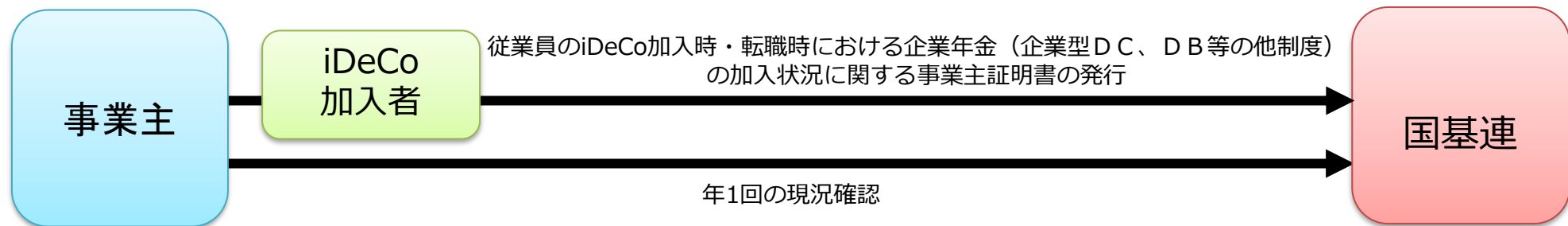
※ iDeCo+分に係る令和2年度の処理件数について、年度後半から集計が開始されたため2倍で計算 (参考数値)

出所：国民年金基金連合会

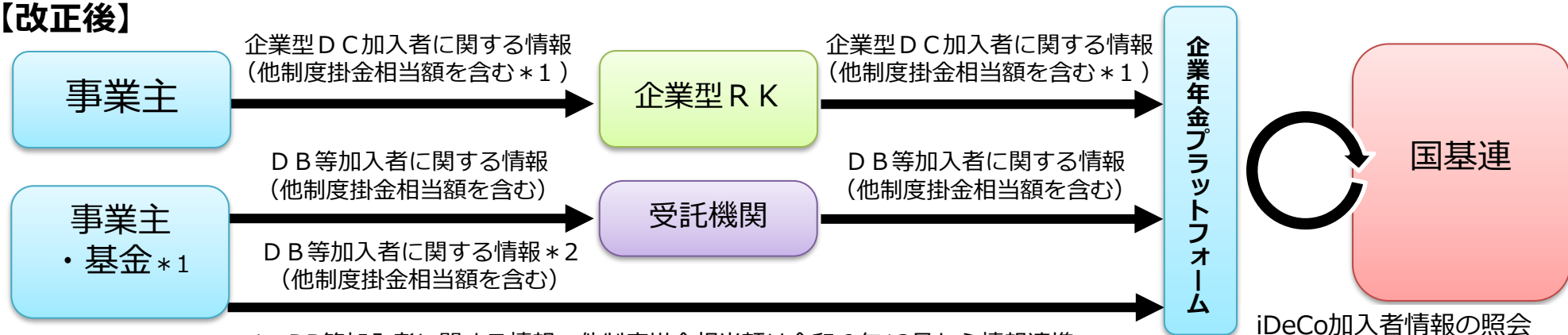
情報連携による効率的なiDeCoの制度運営

- iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会（国基連）が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入状況と事業主の拠出額を国基連が確認できることが必要となる。
 - 企業型DCを実施する事業主については、令和4年10月から企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）を通じた国基連との情報連携を実施。DBを実施する事業主・基金（DB基金・厚生年金基金・石炭鉱業年金基金）については、令和6年12月から受託機関を通じた国基連との情報連携を実施。いずれも、企業年金連合会において整備する「企業年金プラットフォーム（PF）」を活用して情報連携を行う。
- ⇒ この仕組みの構築によって、加入時・転職時の事業主証明書と、年1回の現況確認を廃止する。

【改正前】



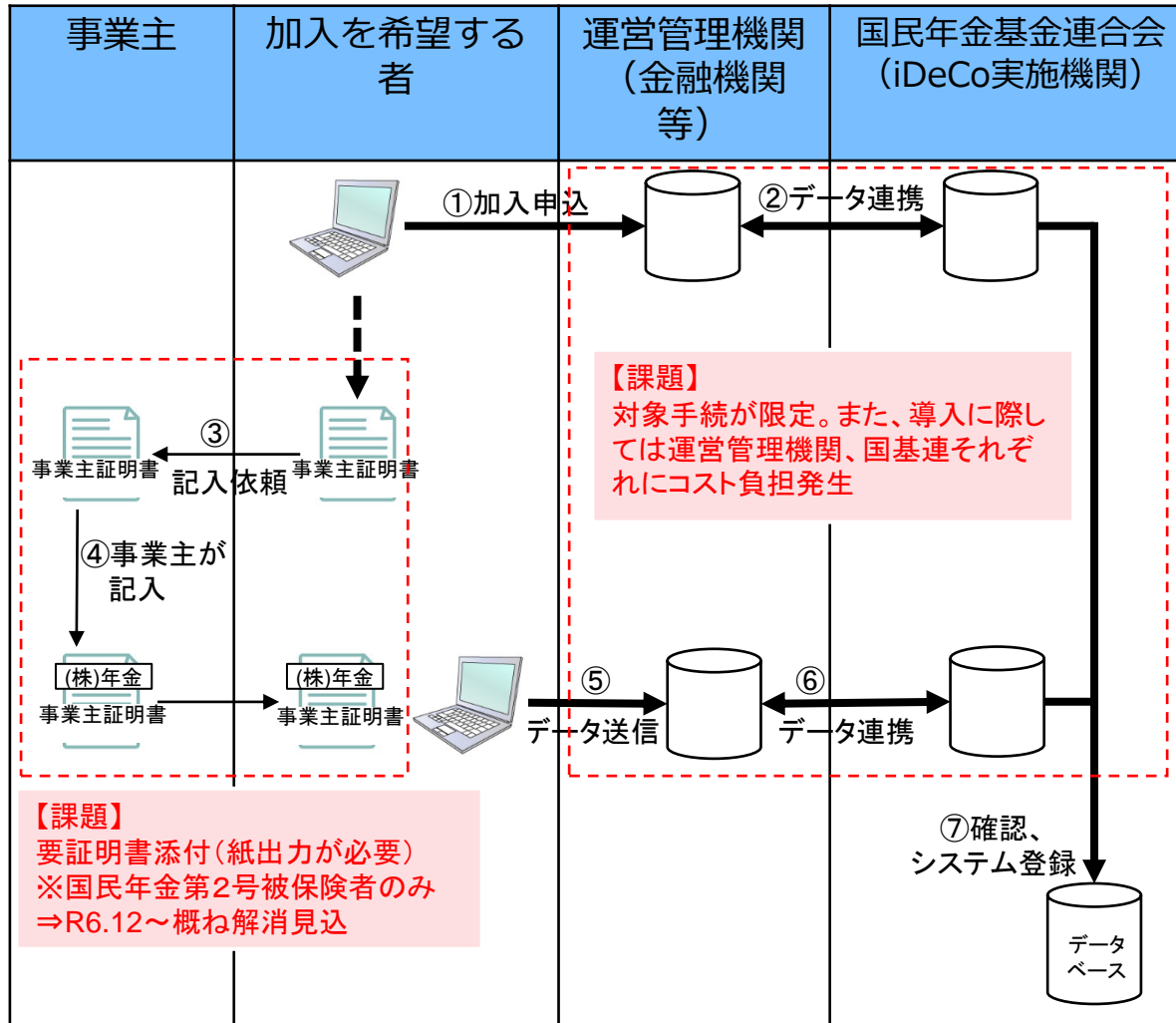
【改正後】



*1 DB等加入者に関する情報・他制度掛金相当額は令和6年12月から情報連携
*2 加入者等の情報の管理業務を委託せず自ら実施している場合（I型の契約形態）、事業主・基金自ら企業年金プラットフォーム（PF）へ登録

- 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入申込みや変更について、現行は紙による手続となっているが、オンラインで行うことを可能とする。
- 運営管理機関ごとに、①現行の紙による手続に加えてオンライン手続に対応、②紙による手続を全面廃止してオンライン手続のみ、③現行どおり紙による手続のみ、を選択することとする。

<見直し後の事務・手続の流れ(イメージ)>



【課題】

採否を運営管理機関で選択可能
⇒普及が進まなければ紙届書が減らず、事務効率化も進まない

- ① 加入を希望する者は、運営管理機関のHPから加入の申込みを行う。
※本人確認(免許証、パスポート、マイナンバーカードを用いた確認等)も行う。
- ② 運営管理機関は国民年金基金連合会に、加入申込者のデータを送信する(国民年金第1号・第3号被保険者の場合)。
- ③ 国民年金第2号被保険者は、運営管理機関のHPから「事業主証明書」をダウンロードし、事業主に記入を依頼する。
- ④ 事業主は、「事業主証明書」を記入する。
- ⑤ 国民年金第2号被保険者は、「事業主証明書」をスマートフォンでの撮影等により電子化し、データを送信する。
- ⑥ 運営管理機関は国民年金基金連合会に、加入申込者のデータを送信する(国民年金第2号被保険者の場合)。
- ⑦

国民年金基金連合会は、受信したデータを確認の上、加入手続を完了させる。

(参考) 国基連における事務効率化の取組

個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度運営に関する課題及び要望 (国民年金基金連合会提出)

【事務効率化の取組】

◆事務効率化のために、加入申出等のオンライン化の取組を開始 (令和3年1月から順次開始)。
(令和5年3月末時点で30運営管理機関が実施済み。)

◆その他の帳票についても、オンライン化の取組を順次実施。

オンライン化の状況 (令和5年3月分)

	全体数	うち電子申請	割合
新規加入者	4.29万人	0.56万人	13%
新規運用指図者	1.31万人	0.27万人	21%

◆令和4年度からは、年1回事業主あて郵送で確認していた「他年金調査」(第2号加入者の届出)について、オンライン回答にて実施。

◆令和5年度からは控除証明書の電子交付 (マイナポータル利用) について対応予定。

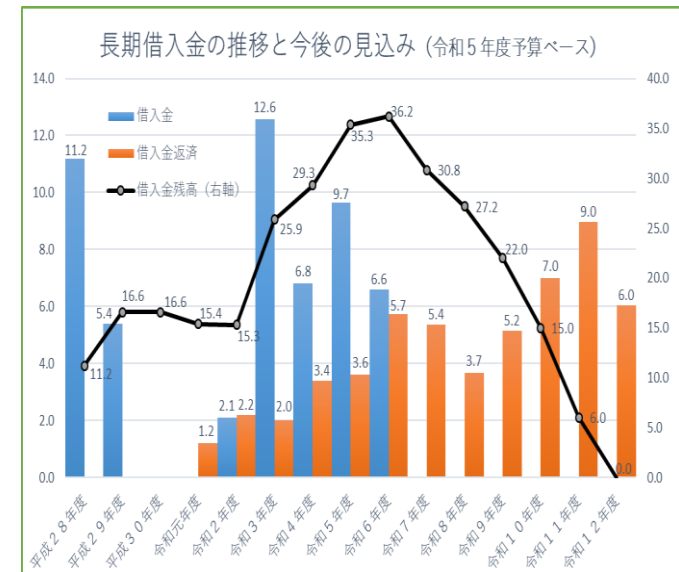
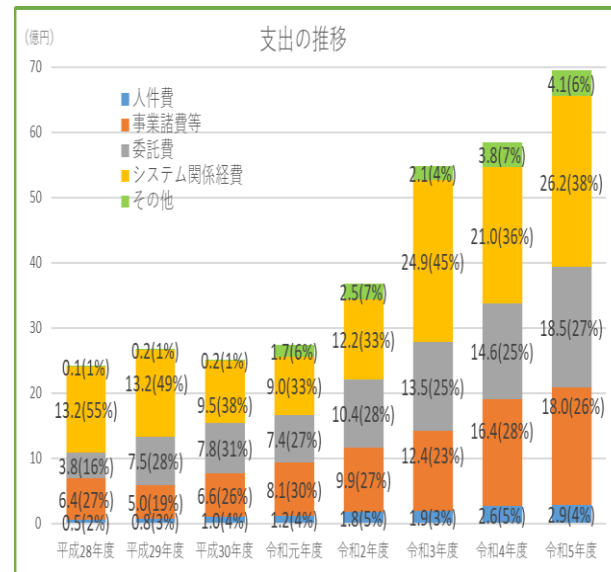
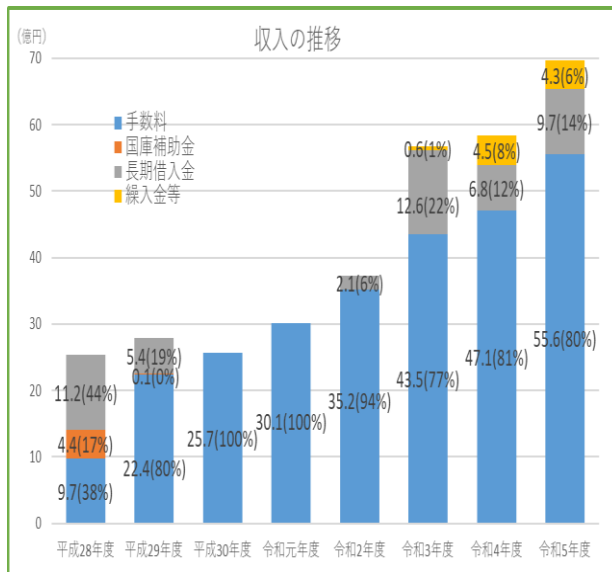
◆令和6年12月の事業主証明の廃止とあわせて、iDeCoの手続の簡素化・効率化を検討。
その上で、令和7年末までに原則すべての手続のオンライン化を目指すとの政府方針を踏まえて、オンライン化対応の実施に向けて準備を進める予定。

(参考) iDeCo事業経費の状況

個人型確定拠出年金 (iDeCo) 制度運営に関する課題及び要望 (国民年金基金連合会提出)

【iDeCoの実施に係る経費の状況】

- ◆ 収入については、主な収入は手数料収入である。平成28年法改正及び令和2年法改正の対応のため、手数料に加えて長期借入金を借り入れている (なお、平成28・29年度は広報経費について国庫補助金あり)。
- ◆ 支出については、システム関係支出の割合が大きく (令和5年度予算で約4割)、加入者増に伴い事務処理に関する経費 (事業諸費及び委託費) も増加 (令和5年度予算で約5割超) している。
- ◆ 長期借入金は、法改正に伴うシステム開発経費として一時的に必要な経費を賄うために借り入れており、平成28年改正時に約16.6億円、令和4年改正時に現時点で21.5億円を借り入れている。
- ◆ 長期借入金は、手数料収入の一部で返済しており、加入者の動向にもよるが令和5年度予算では令和12年度までに返済を終える見込みとしている。

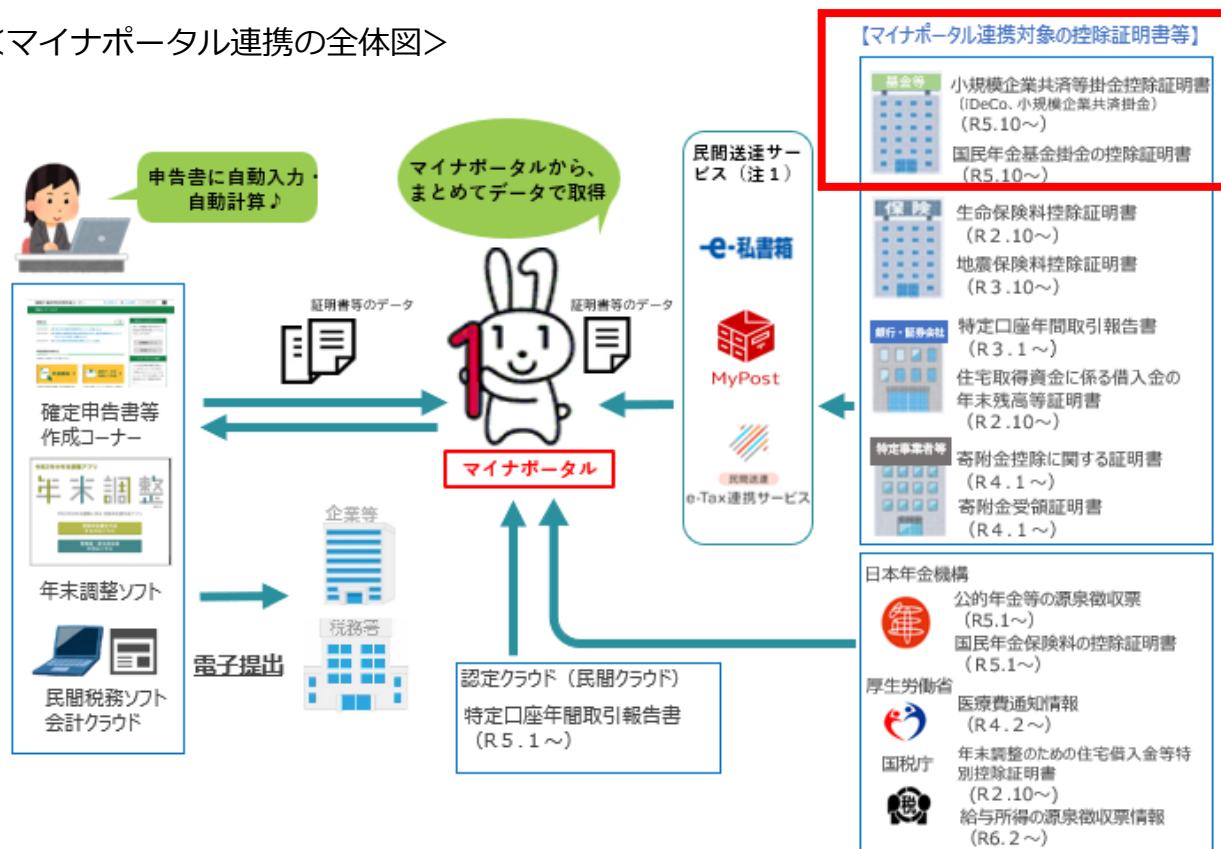


※1 平成28年度～令和3年度までは決算ベース、令和4年度と令和5年度は予算ベースの数字。長期借入金は、令和5年度予算時における見込み。
 ※2 令和4年法改正及びデジタル改革対応分のシステム開発経費を賄うため、令和5年度と令和6年度に約16.3億円の長期借入金を見込んでいる。

マイナンバーカードを利用した控除証明書等の電子交付

本年度から、マイナンバーカードを利用した控除証明書等の電子送付（マイナポータル連携）のサービス提供開始（本年10月末リリース予定）

<マイナポータル連携の全体図>



マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット!

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before	After
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 画面の控除証明書等を・・・ ✓ 収集して管理・保管 ✓ 1件ずつ確認して入力 ✓ 画面で提出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全部データで完結するから・・・ ✓ 画面の管理・保管が不要 ✓ 申告書に自動入力 ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら!

収入関係	控除関係
<ul style="list-style-type: none"> NEW 給与所得の源泉徴収票※ 公的年金等の源泉徴収票 株式の特定口座 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費・ふるさと納税 生命保険・地震保険 NEW 社会保険 (国民年金保険料、国民年金基金掛金) NEW iDeCo・小規模企業共済掛金 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

(参考) マイナンバーカードの申請・交付・保有状況等

マイナンバーカードは人口の7割超に普及している。

マイナンバーカード

累計申請件数 (有効申請) 人口に対する申請件数率

97,904,418

累計交付枚数 78.1%

95,182,404

1日あたり (直近4週平均)

9,127

先週の合計

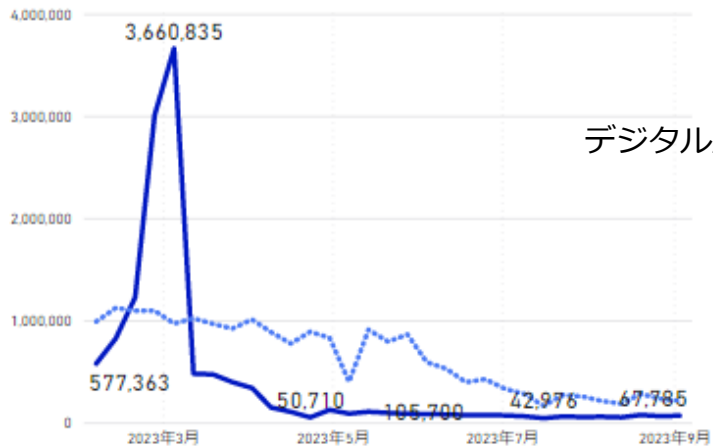
67,785

前週の合計: 62,307 (+5,478)

有効申請件数と交付枚数

週次

累計



更新日: 2023年9月3日

マイナンバーカードの申請・交付・保有状況

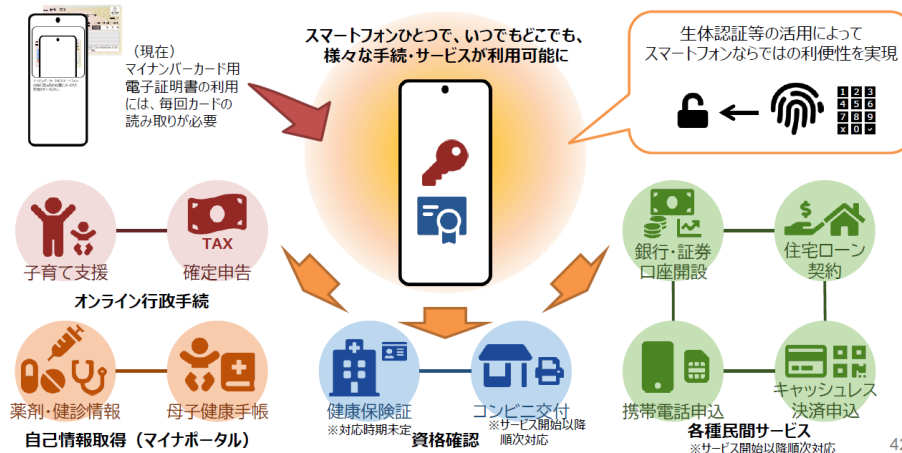
	合計	人口に対する割合※
有効申請受付枚数(累計) 【令和5年9月3日(日)時点】	97,904,418	約78.1%
交付枚数(累計) 【令和5年9月3日(日)時点】	95,182,404	約75.9%
保有枚数 【令和5年8月31日(木)時点】	89,887,405	約71.7%

※令和5年1月1日時点の住基人口(125,416,877人)に対する割合
 有効申請受付枚数・交付枚数: 再交付、更新を含むこれまでに有効に申請受付された又は交付されたカードの累計枚数
 保有枚数: 現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

総務省HPより

「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって目指す姿

- 公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指す。
- また、スマートフォン搭載による利便性の向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指す。
- **Androidスマホへの搭載は、令和5年5月11日を予定。**



中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の対象範囲

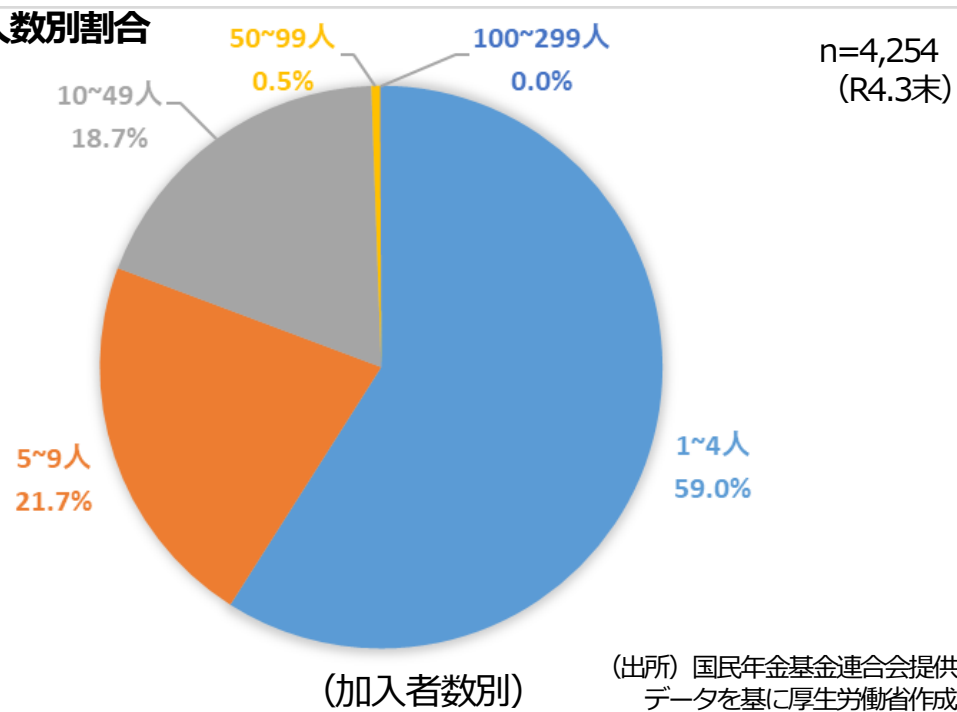
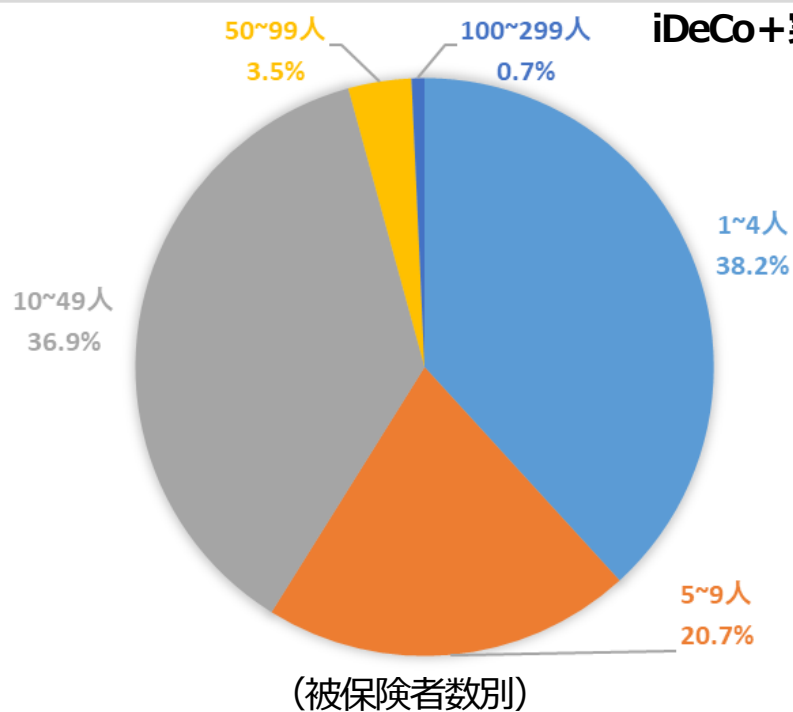
○ 「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」制度を実施可能な事業所は、**現行要件（300人以下）でも既に事業所数ベースで99.4%、厚生年金被保険者ベースで55.4%の対象者をカバー**している。

(2022(令和4)年9月1日時点の規模別の厚生年金保険適用事業所数・被保険者数)

	総 数	現行要件範囲				
		～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
事業所数 (%)	2,641,823 か所 (100%)	2,588,034 か所 (98.0%)	37,648か所 (1.4%)	7,296か所 (0.3%)	5,038か所 (0.2%)	3,807か所 (0.1%)
【参考】 iDeCo+ 実施事業所数	4,905か所	4,860か所	45か所	—	—	—
被保険者数 (%)	41,214,368人 (100%)	16,623,617人 (40.3%)	6,227,068人 (15.1%)	2,781,251人 (6.7%)	3,490,516人 (8.5%)	12,091,916人 (29.3%)

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）実施事業所の状況

iDeCo + 実施事業所 1 か所あたりの加入者は平均6人程度。また、実施事業所のおよそ6割が加入者4人以下。



制度改正（対象事業主の拡大）前後における一事業主あたりの対象者数の比較

	施行前 (R1.10-R2.9)	施行後 (R2.10-R3.9)	参考 (R4.7-R5.6)
A) 事業所数 (平均増)	97.8社/月	130.4社/月	145.8社/月
B) 加入者数 (平均増)	614.7人/月	794.1人/月	892.1人/月
C) B/A	6.3人/社	6.1人/社	6.1人/社

参考) 被保険者数100人以上の実施事業所数 (R4.8時点)

—

45社

加入促進に資する DB・企業型DCの制度見直し

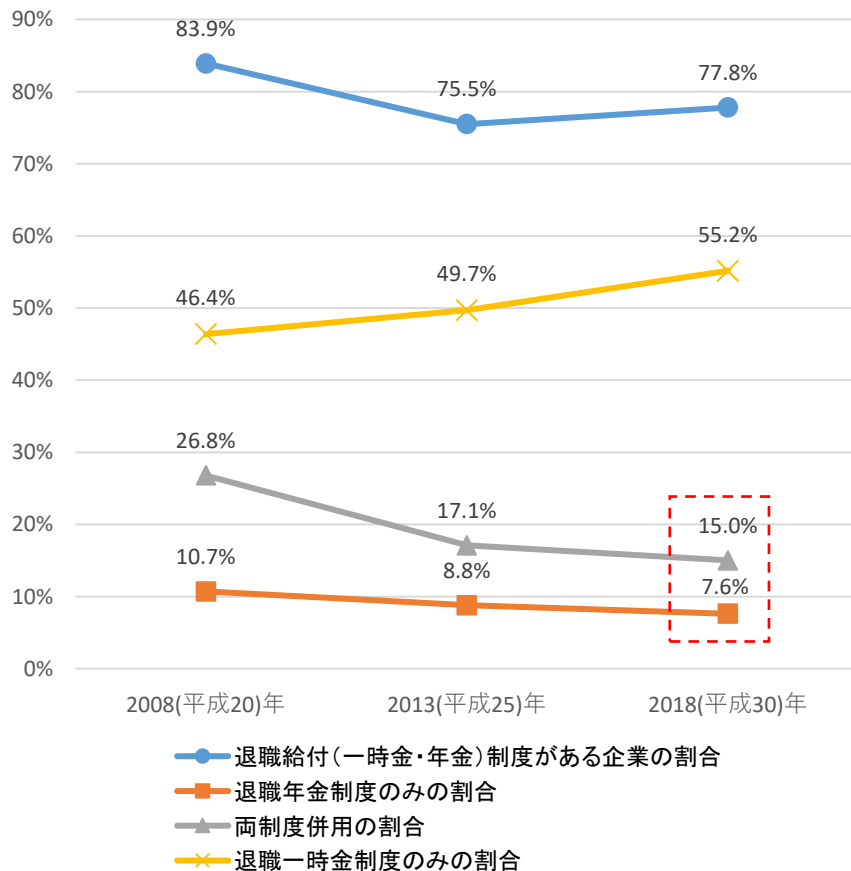
本日も議論いただきたい点

加入促進に資するDB・企業型DCの制度見直し

- 企業年金を実施する事業主を増やすためのDBや企業型DCの制度・手続面での対応
- 企業内での企業年金の対象者を拡大するための対応
- 中小企業向けのDB制度・企業型DC制度のあり方（総合型DB・簡易型DC等の活用、DCにおける脱退一時金の要件緩和等） など

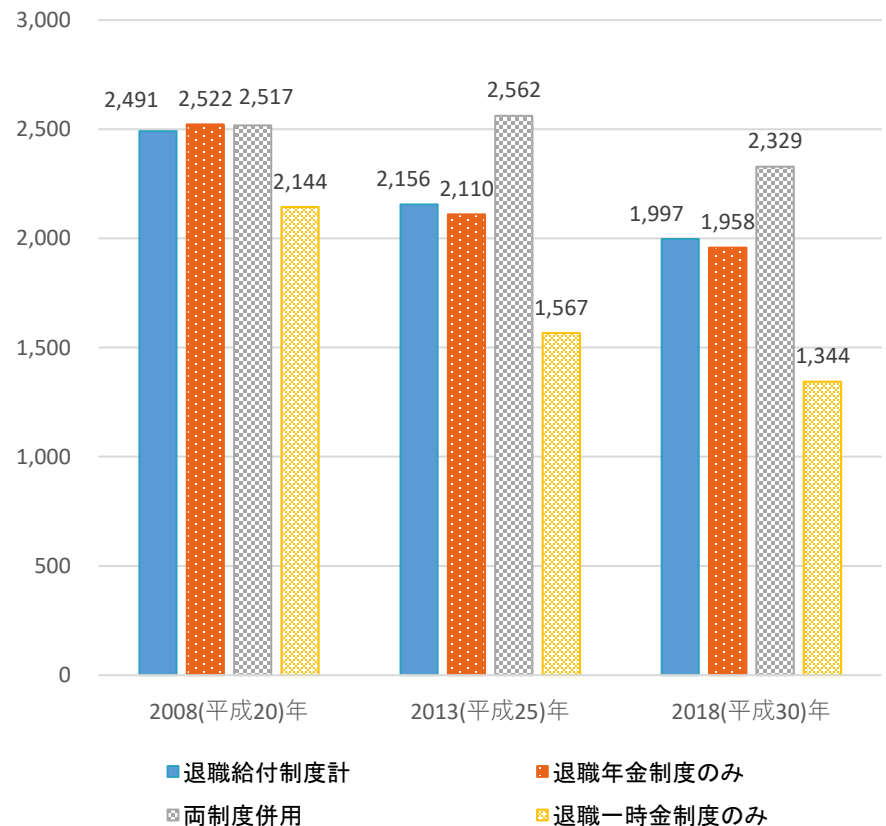
企業年金の実施状況

- 企業年金がある企業は減少、退職一時金だけの企業が増加。
- 退職給付水準は、全般的に低下。



＜退職給付水準の推移＞

(万円) ※大学・大学院卒で35年以上勤務した定年退職者の平均



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2018年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

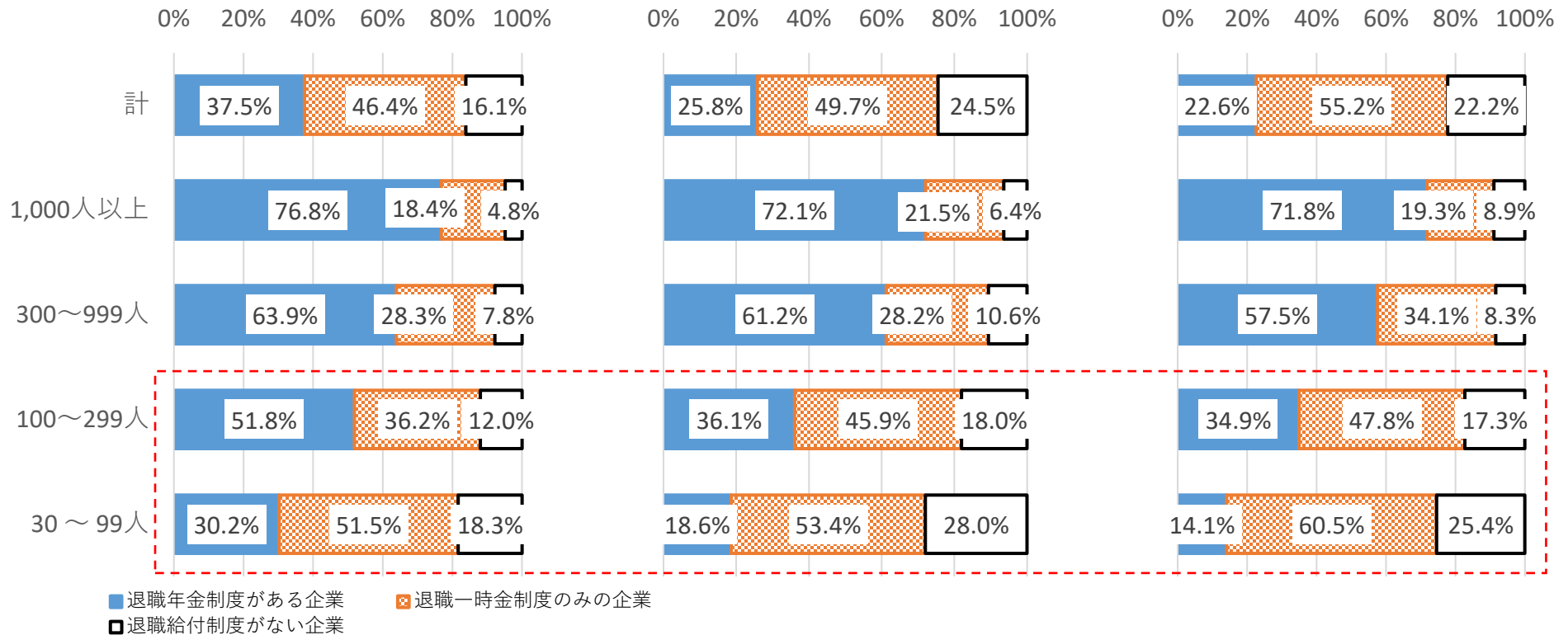
企業年金の実施状況（従業員規模別）

- 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。
- すべての従業員規模で退職年金制度の実施割合が低下しているが、従業員規模300人未満で減少幅が大きい。

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2008(平成20)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2013(平成25)年）

退職給付制度の実施状況（企業割合・規模別、2018(平成30)年）



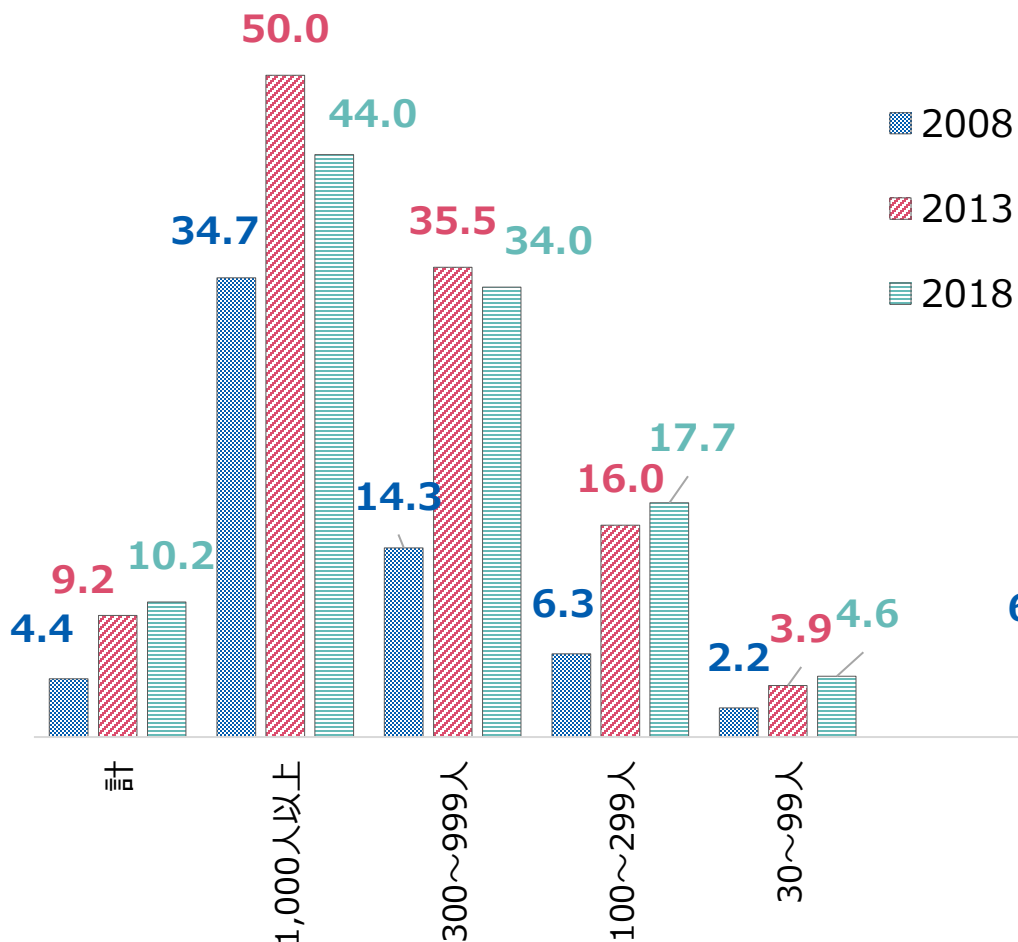
(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

- (注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。
 2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。
 3. 2018(平成30)年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

DB, 企業型DCの実施状況（従業員規模別）

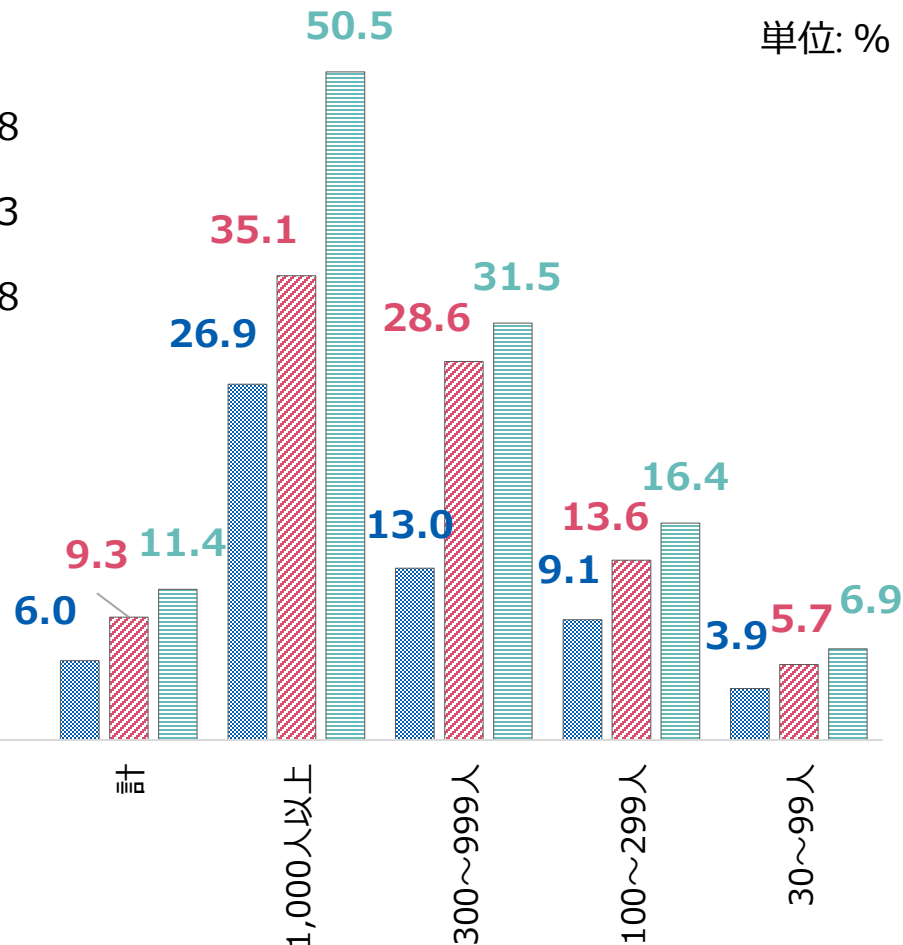
○ 従業員規模が小さくなるほど、企業年金の実施割合が低くなる傾向にある。

確定給付型企业年金（DB）



企業型確定拠出年金（DC）

単位: %



(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 2018年調査はそれ以前と調査対象が異なるが、比較のため特別に同範囲を集計している。

非正規雇用労働者における企業年金・退職金制度の適用状況

- 非正規雇用労働者については、企業年金や退職金制度の適用割合が低い。

雇用形態別各種制度の適用割合

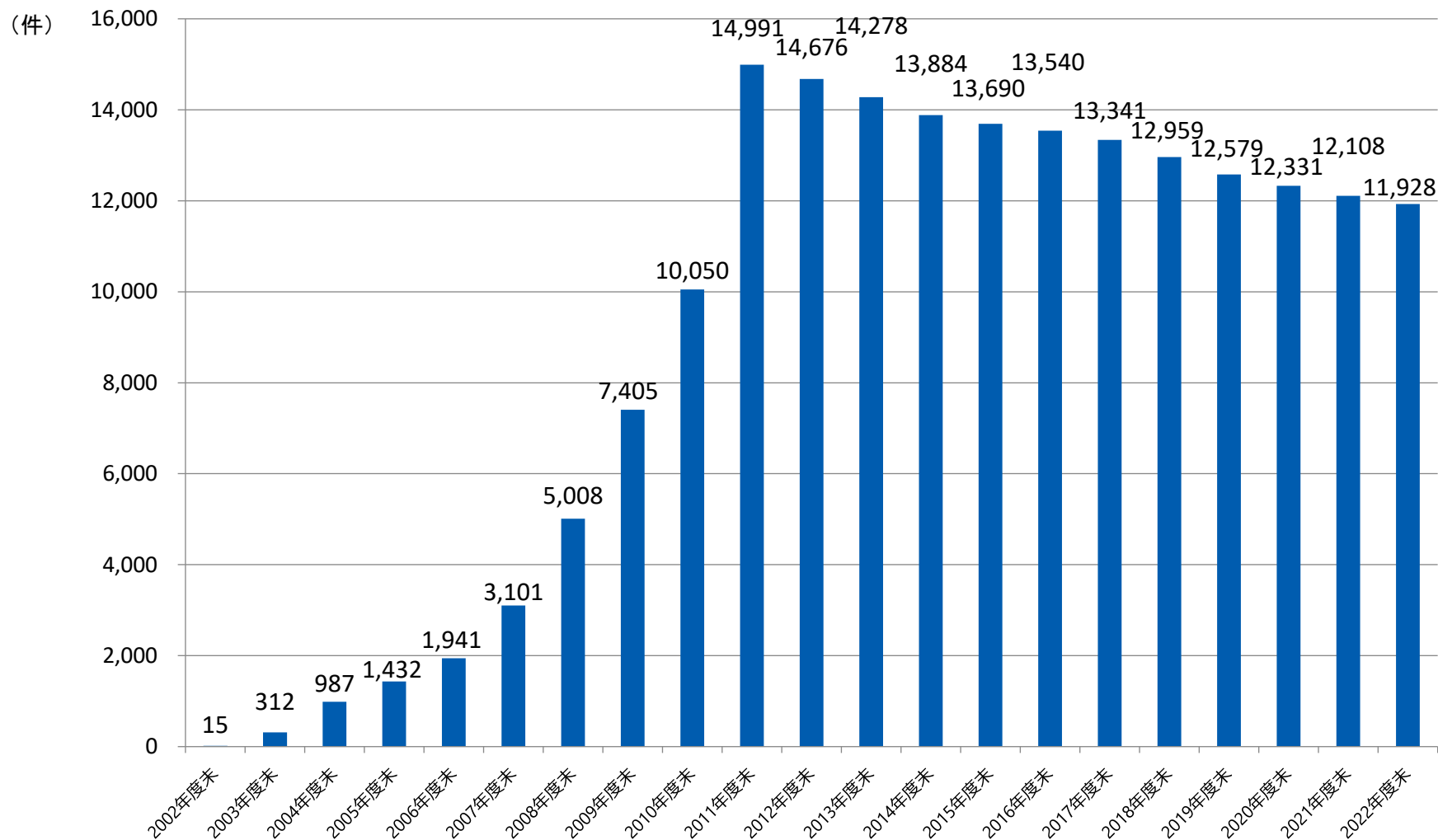
(単位：%)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金制度	財形制度	賞与支給制度
正社員	92.7	97.2	96.1	27.2	77.7	43.4	86.8
正社員以外の労働者	71.2	62.7	58.1	5.3	13.4	8.3	35.6
出向社員	88.4	93.0	91.9	42.8	74.8	53.8	85.4
契約社員（専門職）	85.0	89.9	86.7	7.1	20.1	8.9	45.1
嘱託社員（再雇用者）	83.7	90.4	86.6	11.6	19.5	15.2	59.4
パートタイム労働者	64.0	48.7	43.1	2.7	8.0	5.8	29.3
臨時労働者	47.5	36.6	34.8	2.0	10.8	2.3	21.2
派遣労働者	86.4	86.6	84.1	7.7	17.0	8.1	24.8
登録型	86.5	85.2	83.2	6.1	9.5	5.1	15.1
常時雇用型	86.3	88.0	84.9	9.2	24.3	11.1	34.3
その他	83.0	83.0	79.3	5.3	18.4	9.0	48.0

(出典) 厚生労働省「令和元年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

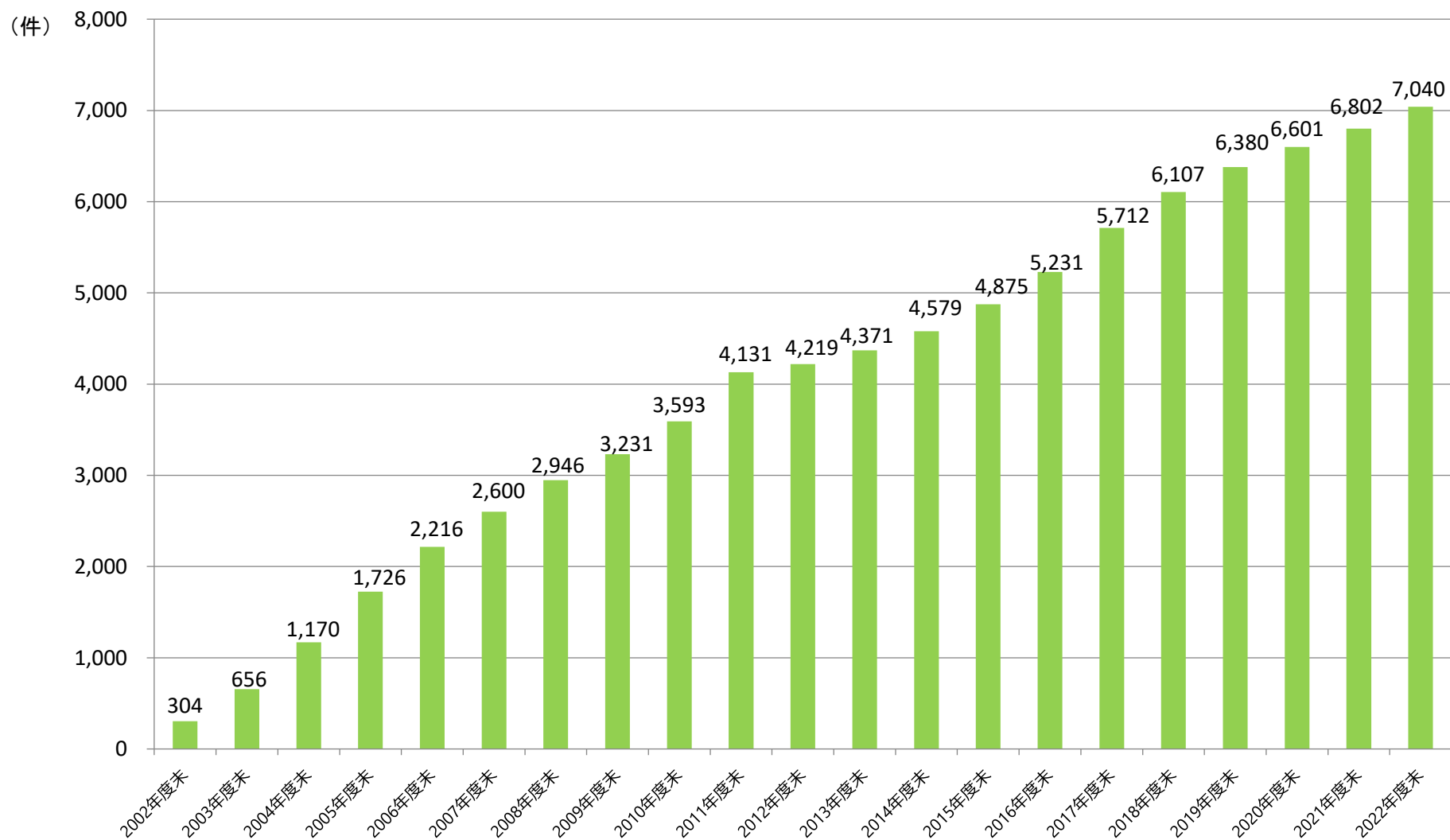
確定給付企業年金（DB）の規約数の推移

- 確定給付企業年金の規約数は、法施行後、適格退職年金・厚生年金基金からの移行等により急増したが、近年では確定拠出年金（DC）への移行等により減少傾向にある。



企業型確定拠出年金（企業型DC）の規約数の推移

○ 企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



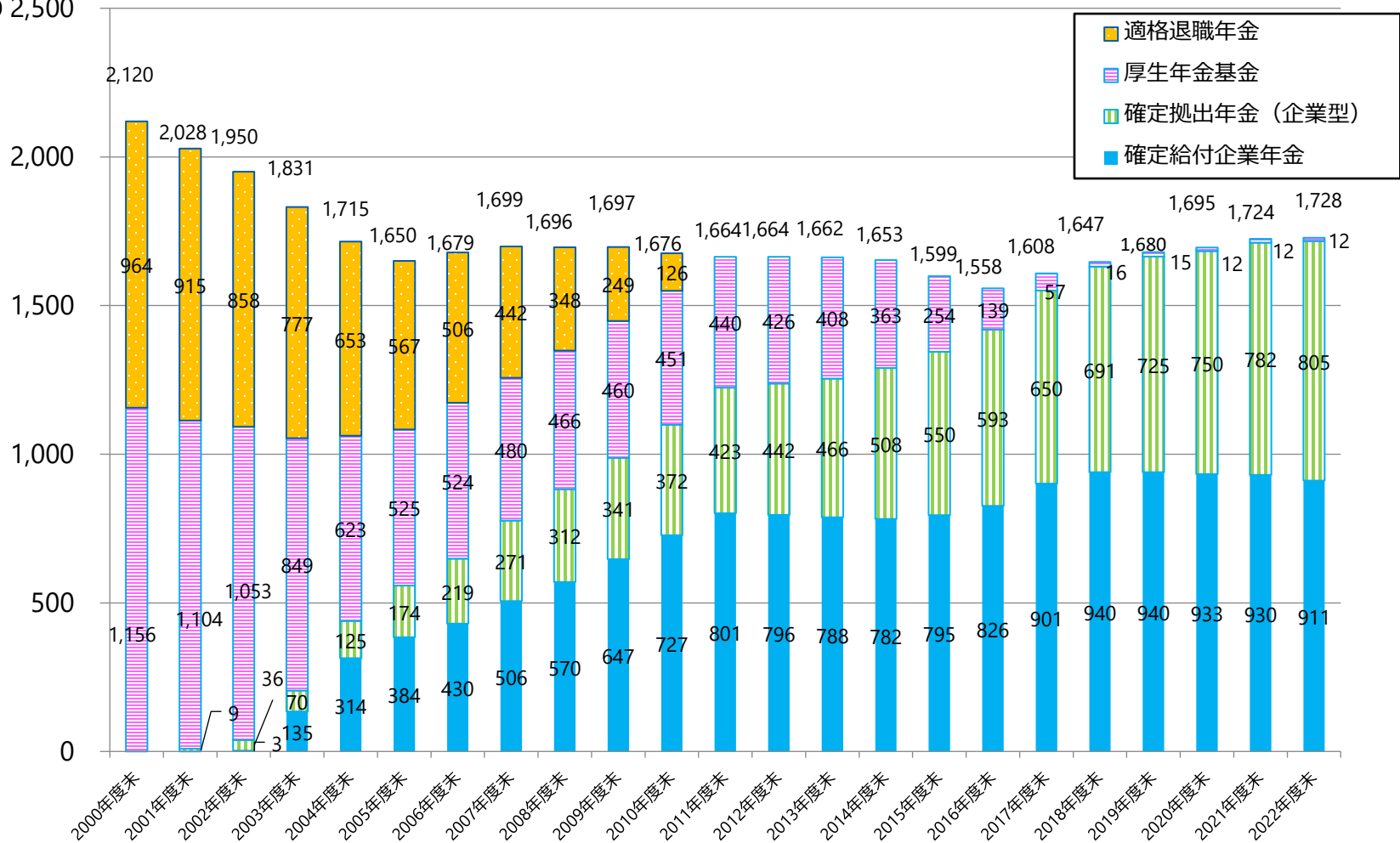
(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による速報値。

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

加入者数(万人) 2,500



(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
 ※2022年度末時点は運営管理機関連絡協議会・生命保険協会・信託協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、「企業年金(確定給付型)の受託概況」による速報値。

中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大。（令和2年10月1日施行）。

<見直し後>

簡易型DC

項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額＋定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

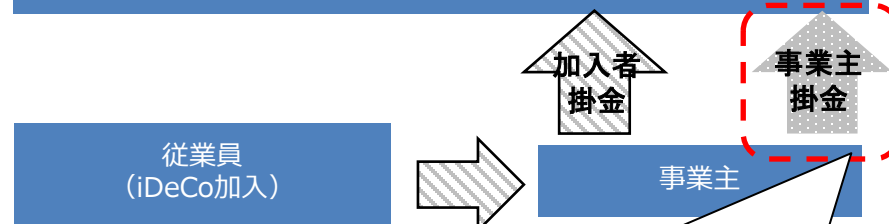
制度をパッケージ化することにより、

- ・ 導入時に必要な書類の簡素化
- ・ 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- ・ 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主 ※従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能

国民年金基金連合会（iDeCo実施機関）



【中小事業主掛金納付制度】
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出

DB、DCの加入者資格に係る規定の整備

- 企業年金の加入者の資格等は、特定の者について不当に差別的なものでないことが法令に規定され、その詳細が法令解釈通知等に規定されているが、「同一労働同一賃金ガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえた取扱いがなされるべきであり、令和2年、確定給付企業年金と確定拠出年金の法令解釈通知を改正し、その旨を明記のうえ、周知を図ってきた（併せて、相互の通知における、加入要件に係る記載内容の整合性も確保）。

- ※ 正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の導入に関して、関係法律の規定を統一的に整備した。（2020年4月1日施行。中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日）
- ※ 「同一労働同一賃金ガイドライン」では、正社員と非正規雇用労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例が示されている。
- ※ 同ガイドラインでは、企業年金や退職手当等の待遇については原則となる考え方が示されていないが、これらについても、「不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる」ことや、「各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる」ことが、同ガイドラインの「基本的な考え方」に明記されている。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理

令和元年12月25日
社会保障審議会企業年金・個人年金部会

Ⅲ 制度の普及等に向けた改善

2 加入者資格等

- 今般、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間の不合理な待遇差等の禁止（いわゆる「同一労働同一賃金」）に関して、関係法律の規定が統一的に整備された。
- そして、「同一労働同一賃金ガイドライン13」では、正社員と非正規雇用労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例が示されている。また、同ガイドラインでは、原則となる考え方が示されていないものについても、「不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる」ことや、「各事業主において、労使により、個別具体の事情

に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる」ことが、「基本的な考え方」に明記されている。

- 企業年金の加入者の資格等は、特定の者について不当に差別的なものでないことが法令に規定され、その詳細が法令解釈通知14等に規定されているが、労使合意を尊重して退職金等の適用範囲と合わせた取扱いが認められている。企業年金の加入者の資格等は、退職金等と同様、「同一労働同一賃金ガイドライン」の「基本的な考え方」を踏まえた取扱いがなされるべきであり、その旨を確定給付企業年金（DB）と確定拠出年金（DC）の法令解釈通知においても明記し、周知すべきである。
- また、DB・企業型DCとも退職給付制度であることから、加入者資格等の考え方は両制度において整合的であることが基本となる。両制度を併せて実施している企業も多く、加入可能要件をDBと企業型DCにおいて統一して厚生年金被保険者（70歳未満）を加入可能とするのであれば、加入者資格等の考え方について企業型DCをDBに合わせることを基本的な方針として整合性を図り、法令解釈通知においても明記し、周知すべきである。

(参考) 同一労働同一賃金

不合理な待遇差の禁止規定

(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)の例)

(不合理な待遇の禁止)

第8条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(同一労働同一賃金ガイドライン)」(抄)

第1 目的

…我が国が目指す同一労働同一賃金は、同一の事業主に雇用される通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消…を目指すものである。…まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。…

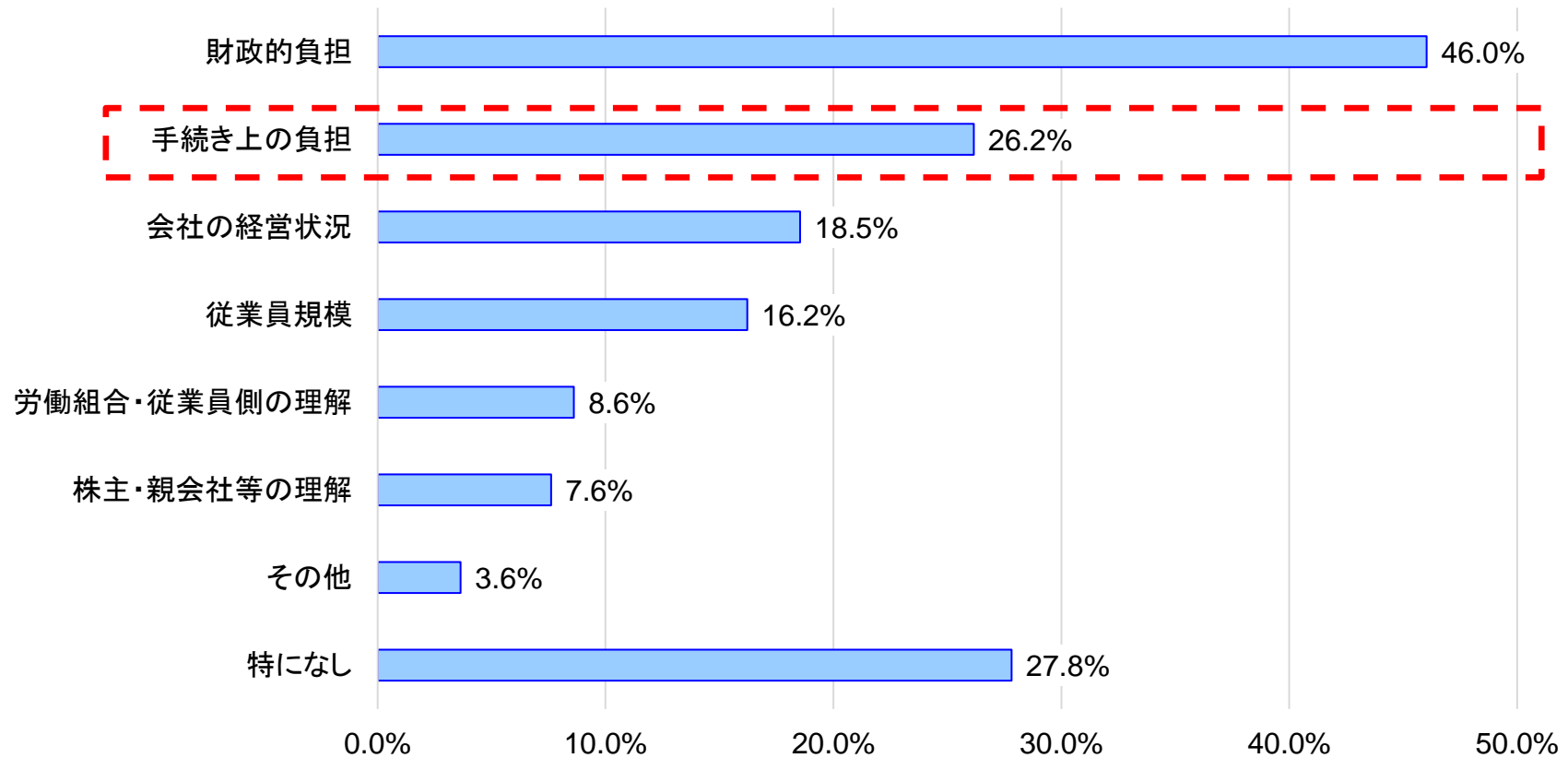
第2 基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。…この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

確定給付企業年金の導入の障害

- 確定給付企業年金の導入の障害や実施中の問題について尋ねたところ、「財政的負担」に次いで、「手続き上の負担」が挙げられている。

問 貴社(貴事業所)で確定給付企業年金を導入するとした場合の障害は何と考えますか。
実施中の場合も、問題があると感じておられる事項についてお答えください。



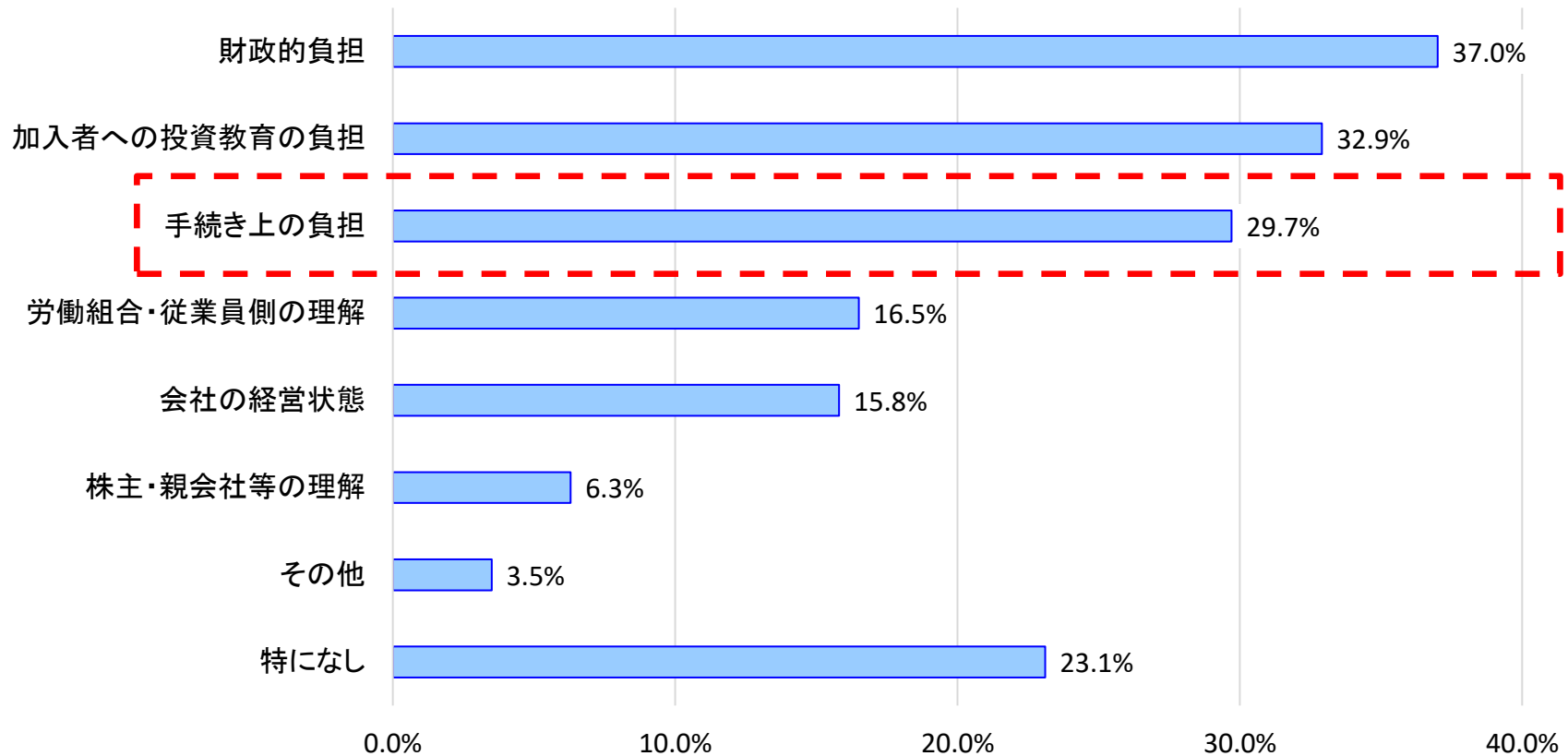
(出所) 年金シニアプラン総合研究機構 平成30年度研究報告書「私的年金の普及可能性に関する企業アンケート調査」(2018年)

※ 従業員51~500人の一般企業を対象。調査に回答した企業数はn = 302。

※ 「特になし」以外は複数回答が可能であるため、計は100%を超える。

- 企業型確定拠出年金の導入の障害や実施中の問題について尋ねたところ、「財政的負担」に次いで、「加入者への投資教育の負担」、「手続き上の負担」が挙げられている。

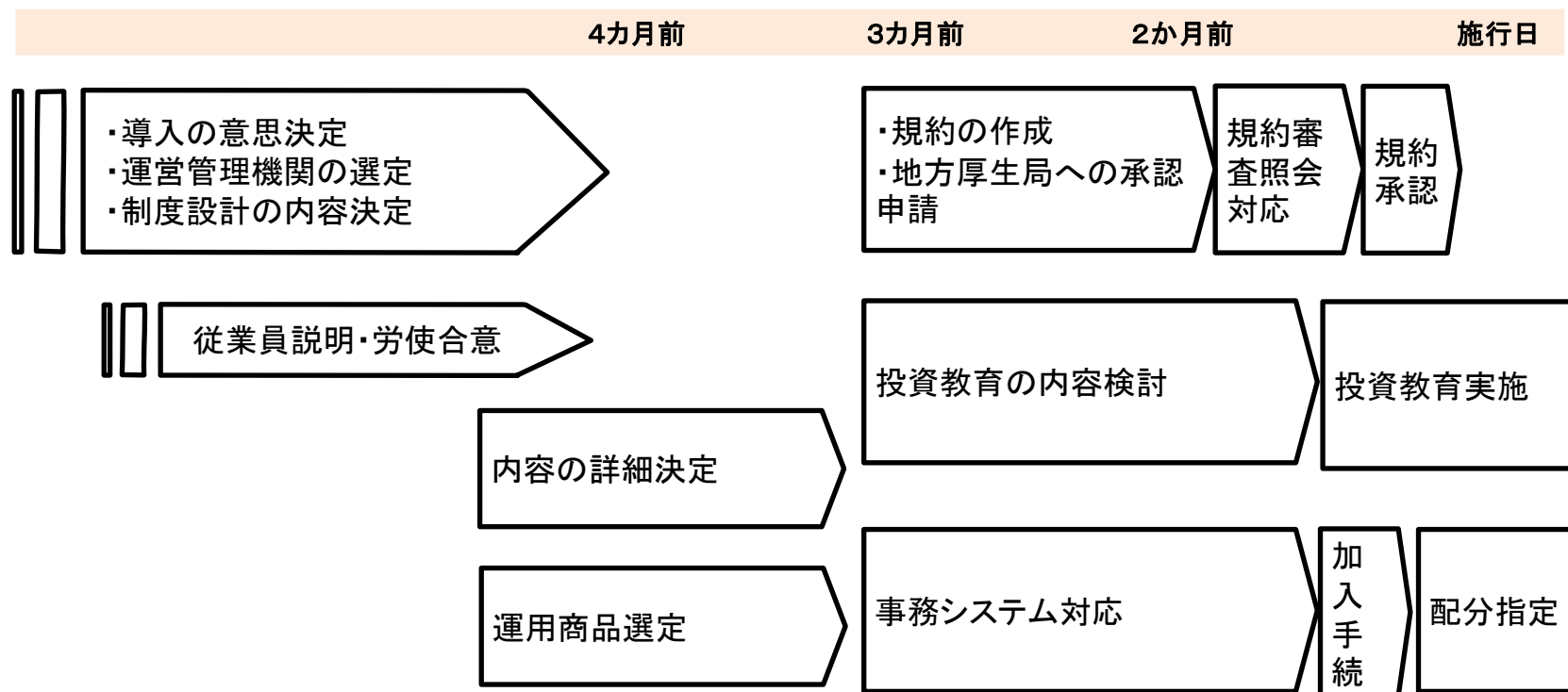
問 貴社(貴事業所)で企業型確定拠出年金を導入するとした場合の障害は何と考えますか。
実施中の場合も、問題があると感じておられる事項についてお答えください。



(出所) 年金シニアプラン総合研究機構 平成30年度研究報告書「私的年金の普及可能性に関する企業アンケート調査」(2018年)
※ 従業員51~500人の一般企業を対象。調査に回答した企業数はn = 316。
※ 「特になし」以外は複数回答が可能であるため、計は100%を超える。

企業型確定拠出年金の導入手続

- 企業が確定拠出年金を導入しようとする場合、事業主は、導入の意思決定から各種手続で1年程度を要する。



企業型DCを設立する際に必要な提出書類

DC導入の際、制度の規約、運営管理機関との契約、労使合意に関する資料など、いくつかの書類を添付して申請を行う必要がある。

主な提出を要する書類	提出書類に係る確認事項
規約案	導入予定の年金制度の内容
確定拠出年金運営管理機関委託契約書（案）	規約上の委託業務、再委託業務の確認
資産管理契約書（案）	資産管理機関との契約
運営管理機関選任理由書	運営管理機関の業務能力等を適正に評価しているか
労働組合等の同意書	規約に係る労使合意がされているか
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者であることの事業主の証明書	同意書に係る労働者側の主体の証明
労使合意に至るまでの経緯	労使協議の検討・合意の経過
労働協約・就業規則等	加入者の一定の資格の範囲に係る職種 事業主掛金返還に係る懲戒解雇等の退職規定 等
退職金規程等の適用範囲を証する書類	加入者に一定の資格を定める場合に、退職手当制度等の適用範囲に照らして特定の者について不当に差別的でないか
移換の対象となる制度の規約、規程等	他の制度から移換する場合、その制度内容
厚生年金適用事業所であることを証明する書類	厚生年金適用事業所であることを証明
従業員説明資料	従業員に制度導入を前提に適切な説明がされているか
企業概要	業態・事業所の所在地・加入者の適用除外に係る職種の確認
概要書 →電子ファイルによる提出に変更済	当局による指導・監督の際の参考資料

企業年金の普及に向けた中小企業向けの取組

- 中小企業における企業年金の実施率は低いため、確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の各制度において、主に中小企業が取り組みやすいよう支援策を実施している。

		実施要件	負担軽減の概要
確定給付企業年金	受託保証型確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none"> ・資産額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれること（保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれること） ・加入者数の規模による制限はないが、規約型に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・掛金計算の基礎を示した書類の提出不要 ・運用の基本方針の作成不要 ・事業報告書の一部事項の記載不要 ・貸借対照表、損益計算書の記載不要
	簡易な基準に基づく確定給付企業年金	加入者数が500人未満 <small>※施行当初は300人未満、2010年より500人未満</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・当分の間、年金数理に関する書類について、年金数理人の確認が不要
確定拠出年金	簡易型確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者となる者が300人以下 <small>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</small> ・すべての厚生年金被保険者を加入者とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金額は定額 ・提供商品数は2本以上 ・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 ・添付書類等の簡素化
	中小事業主掛金納付制度	企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主 <small>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</small>	従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施

受託保証型確定給付企業年金

- 受託保証型確定給付企業年金は、保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれる確定給付企業年金である。
- 受託保証型確定給付企業年金では、掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められているほか、手続面での簡素化が図られている。
- 2023（令和5）年3月末時点で491件（開放型：236件、閉鎖型：255件）の導入実績。

制度の概要

- (1) 掛金や最低積立基準額の算定は、簡易な基準に基づく方法が認められている。
 - ① 掛金額の算定に用いる基礎率には、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いることができる。
 - ② 最低積立基準額は、事業年度末日の数理債務の額に基づき合理的に計算した額とすることができる。
- (2) 事業報告書及び決算報告書の記載事項等の一部を省略可能とするほか、確定給付企業年金に関する承認申請等に係る事務処理効率化の観点から、手続面で簡素化が図られている。
 - ① 事業主から委託を受けた受託機関が事業主に代わって規約型確定給付企業年金の実施の承認申請に係る申請書類を地方厚生局に提出することができること。
 - ② 規約の変更に係る承認申請や届出を行う場合においても①と同様にできること。
 - ③ 事業報告書及び決算報告書並びに定期的に行われた財政再計算の報告書については、受託機関による一括提出を可能とすること。
 - ④ 掛金額の変更がない場合における定期的に行われた財政再計算の報告書については、計算基準日の属する事業年度の事業報告書及び決算報告書の写しを提出することにより、財政再計算報告書の提出があったものとする。
 - ⑤ 資産運用に関する基本方針を定めることを要しないものとする。また、政策的資産構成割合の策定義務はないものとする。

簡易な基準に基づく確定給付企業年金

- 加入者の数が500人に満たない確定給付企業年金（受託保証型確定給付企業年金を除く）では、掛金計算や財政検証において簡便な方法による数理計算が認められている。
- 2023（令和5）年3月末時点で3,695件の導入実績。

制度の概要

- (1) 掛金の算定は、簡易な基準に基づく方法が認められている。
- ① 基礎率のうち予定利率と予定死亡率のみを用いること。ただし、キャッシュバランスプランにおいては、その再評価に用いる指標の予測を用いること。
 - ② 予定利率は、下限予定利率以上4.0%以下の範囲内とすること。
 - ③ 予定死亡率は、厚生労働大臣が定める基準死亡率に、加入者や受給者等に応じた利率を乗じた率とすること。
 - ④ 給付額の改定を行わないこと。
 - ⑤ 障害給付金を支給しないこと。
 - ⑥ 遺族給付金の額は、老齢年金給付の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額又は脱退一時金の額以下となっていること。
- (2) 最低積立基準額及び積立上限額の算定は、簡便な方法による算定方法が認められている。
- ① 最低積立基準額 = 事業年度の末日の数理債務 × $\frac{\text{掛金計算基準日の最低積立基準額}}{\text{掛金計算基準日の数理債務}}$
 - ② 積立上限額 = 事業年度の末日の数理債務 × $\frac{\text{掛金計算基準日の積立上限額}}{\text{掛金計算基準日の数理債務}}$

導入実績(過去5年)

H31.3末	R2.3末	R3.3末	R4.3末	R5.3末
3,872件	3,816件	3,782件	3,749件	3,695件

簡易型DC制度

- 簡易型DC制度（企業型DC）は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計とする。
- 2018（平成30）年5月施行後、いまだ導入実績がない。
- 制度を導入しにくい理由として、対象となる規模が小さすぎて特に中小企業退職金共済制度とのすみ分けが不十分、対象者が第2号被保険者全員とされており役員等を対象外としたいというニーズに対応できないといった指摘がある。

簡易型DCの設立条件

項目	内容
拠出額	・ 拠出額は定額（政令）
事業主の条件	・ 従業員300人以下（法律）
制度の対象者	・ 適用対象者を第2号被保険者全員に固定 ※職種によって加入是非の判断は不可。
商品提供数	・ 運用商品数を最低2つとすることが可能（法律） ※通常のDCであれば最低3つ以上とされている。
その他	・ マッチング拠出における加入者掛金の単一の額の提示が可能（通知）

簡易型DCで簡素化される事務

【導入時に必要な書類の簡素化】

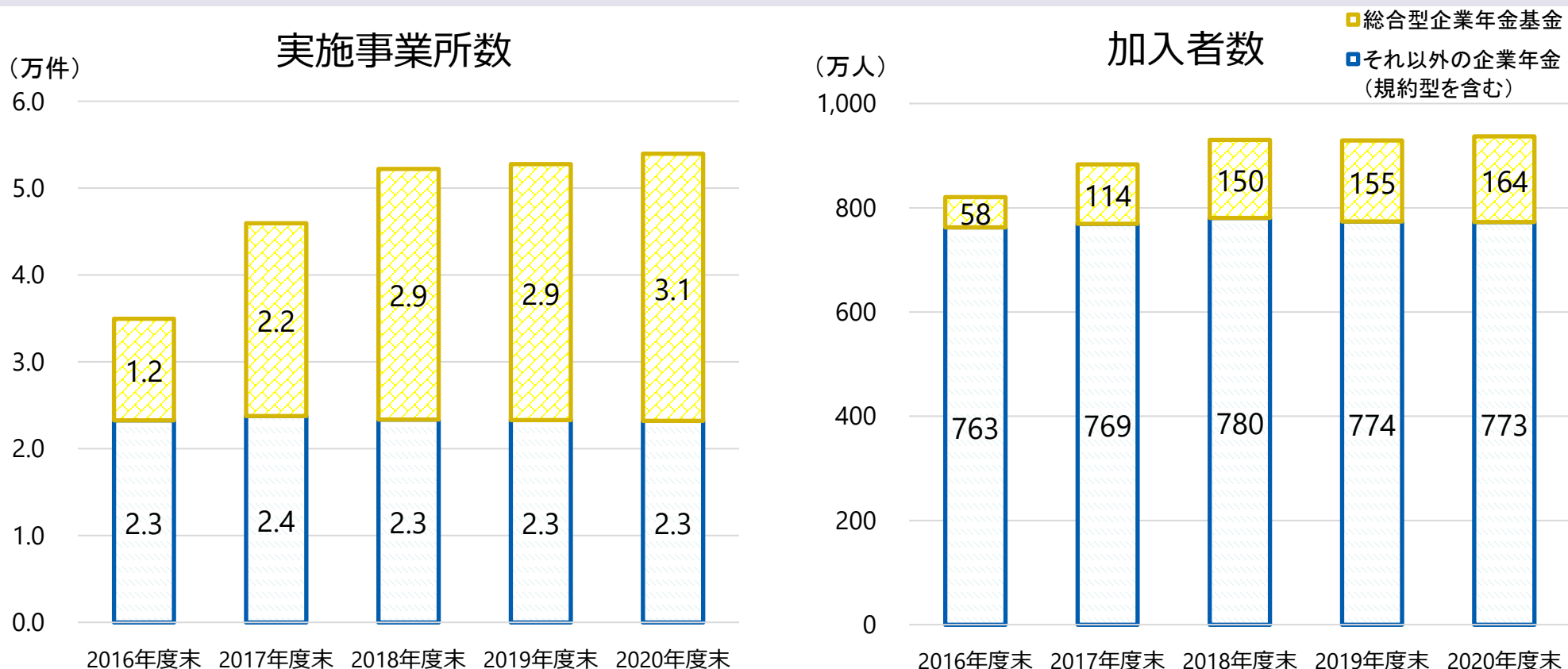
- 導入時に必要な書類は、原則、「規約案」、「厚年適用事業所確認書類」、「従業員が300人以下であることを証する書類」、「労働組合等の同意」、「労使協議の経緯」、「労働組合の現況に関する事業主証明書」に限定するよう大幅に簡素化。
※「運管委託契約書」・「資産管理契約書」・「運管選任理由書」・「就業規則」（原則）等の添付書類の省略を可とする。

【規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化】

- 「事業主の運管業務」・「運管委託業務」・「運管委託契約事項」・「資産管理契約事項」・「事業主掛金の納付事項」・「加入者掛金の納付事項」を届出事項とする。

総合型の企業年金基金

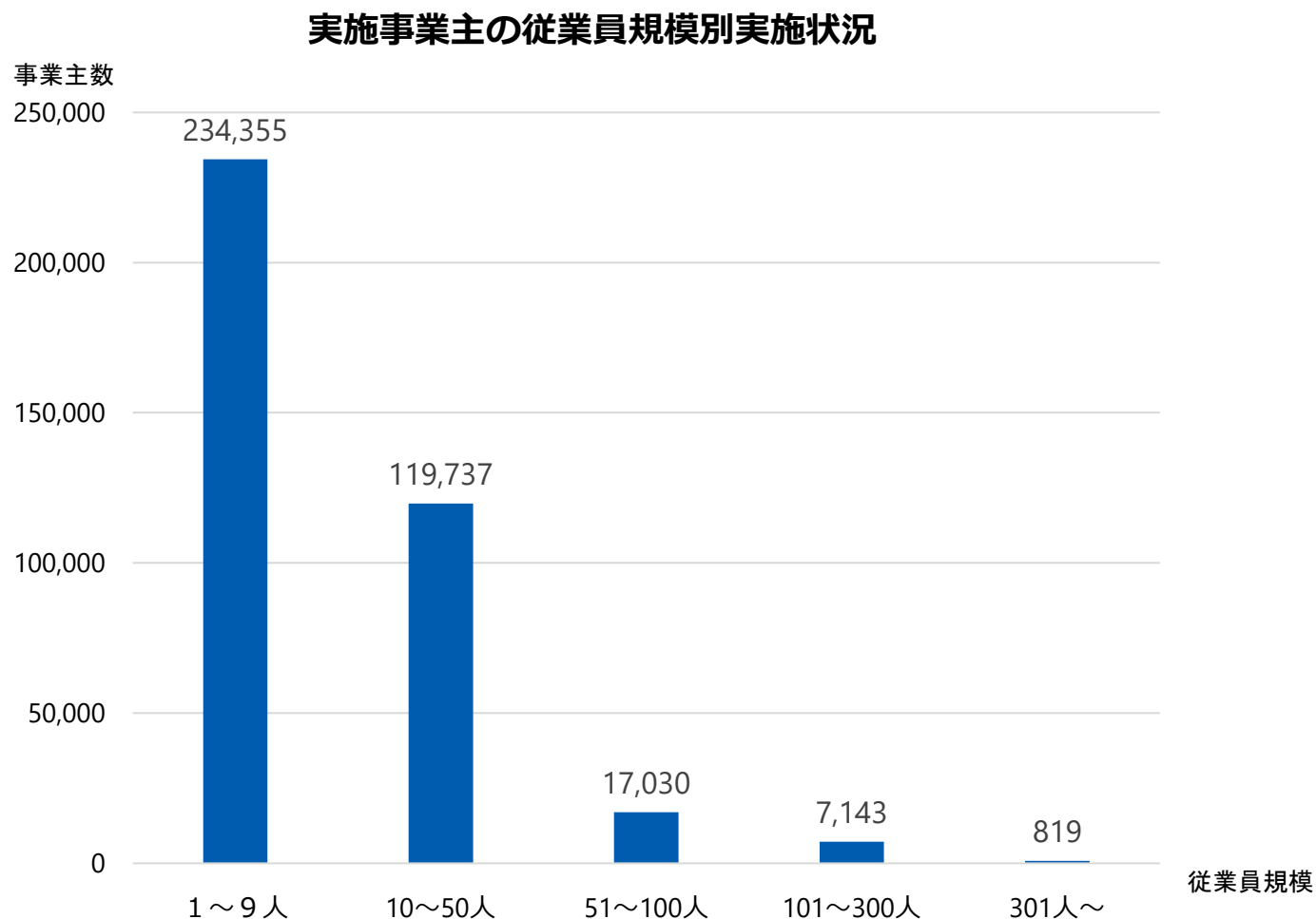
- 総合型確定給付企業年金とは、2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する確定給付企業年金（ただし、当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く。）である。
- 総合型の企業年金基金は、2020（令和2）年度末時点で、実施事業所：約3.1万事業所、加入者数：約164万人となっており、近年緩やかに増加。主に中小企業における確定給付企業年金の受け皿となっている。



(注) DBの事業年度の末日が各年度中である事業年度の事業及び決算に関する報告書を2023(令和5)年9月時点で集計している。ただし、運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金については報告様式が異なることから、集計には含まれていない。また、DBが総合型であるかどうかは、当該DBが直近の時点において、総合型であるかどうかで判定している。

中小企業退職金共済制度の普及状況

- 中小企業においては、退職給付制度として中小企業退職金共済が既に普及している。



(出所)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 業務運営部企画課「中小企業退職金共済事業年次統計表(令和4年度)」を基に作成
※ 令和4年度末時点の共済契約者(事業主)規模ごとに集計している。

(参考) 中小企業退職金共済制度の概要

- 中小企業退職金共済制度は、中小・零細企業においては個々の企業が独力で退職金制度を確立することが困難であることから、中小企業事業主が掛金を拠出し、独立行政法人勤労者退職金共済機構が管理・運用する共済の仕組みにより、中小企業の従業員に対して同機構から直接退職金を支給する制度である。

<掛金>

- 全額事業主が拠出。
- 掛金月額は、被共済者ごとに5,000円から30,000円以下の16種類から選択。
- パートタイマー等短時間労働者については、2,000円、3,000円、4,000円の中からの選択も可能。

<国からの助成>

- 新規に加入した企業: 掛金月額の1/2(従業員毎に5,000円が上限)を加入後4か月目から1年間(掛金月額が4,000円までのパートタイマー等短時間労働者については、掛金月額に応じてさらに300~500円の上乗せ)。
- 掛金を増額した企業: 掛金増額分の1/3を増額月から1年間(増額前掛金月額が18,000円以下の場合に限る)。
- これに加え、地方自治体によって独自の助成制度を設けていることがある。

<実施状況>

加入事業所数 (令和4年度末現在)	加入従業員数 (令和4年度末現在)	退職金等支給総額 (令和4年度)	従業員1人当たりの平均退職金等支給額 (令和4年度)
約37.9万所	約359万人	約3,773億円	約134万円

(出所)実施状況については、勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 業務運営部企画課「中小企業退職金共済事業年次統計表(令和4年度)」を基に作成

確定給付企業年金（DB）と確定拠出年金（DC）の中途引き出しの考え方

- 確定給付企業年金（DB）と確定拠出年金（DC）は、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通しているが、DCは原則として60歳到達前の中途引き出しは認められていない一方で、DBは支給開始時期到達前の退職時にも支給される仕組みである。
- DCについて、中途引き出しの原則禁止は資産が老後所得となることを担保するための重要な要素であり、中途引き出しは制度に加入できず年金資産を積み増すことができなくなるといった例外的な場合に限定されている。

<確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の中途引き出しの要件>

確定給付企業年金	確定拠出年金
なし	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能

<諸外国の確定拠出年金(DC)の中途引き出しの要件>

アメリカ(401K)	イギリス	ドイツ(リースター年金)
原則不可 (早期の受け取りが可能だが、所得税とは別に10%のペナルティー・タックスが課される)	原則不可 (早期の受け取りが可能だが、最大55%の課税)	原則不可 (中途脱退を行う場合は補助金及び還付税額の返還が条件)

DCの脱退一時金について

- DCは老後の所得確保を目的とした制度であり、給付は障害給付及び死亡一時金を除き、原則60歳以降に支給を受けることができる。
- ただし、個人別管理資産が極めて少額である場合、掛金の拠出期間が短期間である場合、加入要件を満たさないなど一定の条件を満たす場合は、例外的な措置として脱退一時金の支給を受けることができる。

企業型DCの脱退一時金支給要件（確定拠出年金法附則2条の2）

- ・ 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- ・ 個人別管理資産の額が政令で定める額(1.5万円)以下であること又は個人型DCの脱退一時金支給要件を満たすこと。
- ・ 最後に企業型年金加入者の資格を喪失した日から6か月以内であること。

個人型DCの脱退一時金支給要件（確定拠出年金法附則3条）

- ・ 60歳未満であること。
- ・ 企業型年金加入者でないこと。
- ・ 個人型DCに加入できないこと。（「日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと」を含む）
- ・ 障害給付金の受給権者でないこと
- ・ 通算の掛金拠出期間が政令で定める期間(5年)以下であること又は個人別管理資産の額が政令で定める額(25万円)以下であること。
- ・ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内であること。

令和2年制度改正による中途引き出し(脱退一時金)の改善

- 公的年金の脱退一時金の支給上限が「政令で定める額(最大5年間分)」とされたため、DCの脱退一時金についても、掛金拠出期間を「3年以下」から「政令で定める期間(5年)以下」に見直し。(令和3年4月施行)
- 外国籍人材が帰国する際に、公的年金と同様、DCの脱退一時金を受給できるよう、要件を見直し。(令和4年5月施行)
 - ・ 国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの加入を可能とした上で、日本国籍を有しないiDeCoに加入できない者については、通算の掛金拠出期間が短いこと等の他の要件を満たせば、中途引き出し(脱退一時金の受給)を認める
 - ・ 企業型DCの脱退一時金について、一旦iDeCoに資産を移換することなく、直接、受給できるようにするよう、手続面を改善

Ⅱ 拠出時・給付時の仕組み

- 確定給付企業年金(DB)は、適格退職年金や厚生年金基金を継承した給付建ての制度として創設された。制度創設の当時は、長期雇用が中心となっている大企業で導入しやすいと考えられた。一方、確定拠出年金(DC)は、米国401(k)を参考にしつつ、貯蓄との違いを考慮した拠出建ての制度として創設された。制度創設の当時は、年金資産の持ち運び(ポータビリティ)が容易であることから、離転職の多い中小企業でも導入しやすいと考えられた。このように、DBとDCとでは、制度創設の経緯や期待されていた役割は異なっている。
- DBは、適格退職年金や厚生年金基金の移行の受け皿としての位置付けであったことから、両制度の特徴を継承している。一方、DCは、資産が老後所得となることを担保するための措置として、中途引き出しの原則禁止等の特徴を持つ。このように、DBとDCとでは、制度創設の経緯を反映して、拠出や給付の仕組みが異なっているが、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通している。
- 近年は、双方の特徴を併せ持つハイブリッド型の普及が進むとともに、大企業でも、雇用・働き方の変化等もあり、DBの実施率は低下し、DCの導入が進んでいる。DBとDCの両方を実施している企業も多くなっている。
- これらを踏まえると、DB・DCともに、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るものとして、その役割をどう果たすべきかという視点から、拠出や給付の仕組みの在り方について改めて検討していく必要がある。
- なお、検討に当たっては、DBとDCの整合性を確保すること自体を目的とするのではなく、あくまで、社会・経済の構造が変化する中で、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという両制度の制度目的を達成するためには、両制度の仕組みはどうあるべきかといった視点から検討していく。

II 拠出時・給付時の仕組み

3 中途引き出し

- 確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)は、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図るという制度の目的は共通しているが、DCは原則として60歳到達前の中途引き出しは認められていない一方で、DBは支給開始時期到達前の退職時にも支給される仕組みである。
- これまでのような、新卒で会社に入り、定年で引退して現役を終え、老後の暮らしをおくるといった「単線型」であれば、「退職＝老後」だったため、結果的にDBも老後の所得確保に資するものとなっていたと評価できるが、働き方が多様化する中、老後の所得確保を図る観点からDBの中途引き出し(脱退一時金)の在り方について検討していく必要がある。
- この点に関して、
 - ・ DBは、中途脱退時に退職事由等に応じた率を乗じることで脱退一時金の額を決めることができることや、懲戒解雇等の場合に企業年金給付を減額・没収できることに象徴されるように、人事管理の手段として用いられているが、老後の所得確保を図ることを重視するのであれば、このような点についても検討していく必要があるといった意見
 - ・ 企業年金が退職給付由来であり労使合意に基づく制度であることを十分に留意する必要があるといった意見
 - ・ 中途引き出しが可能であることを前提に企業の退職給付制度として設計されている現状や制度変更が与える影響の大きさには十分に配慮する必要があるといった意見
 - ・ 制度の柔軟さが大幅に損なわれると企業年金制度自体の衰退を招きかねないといった意見等があった。
- また、DCについては、生活保護受給時(困窮時)・障害年金受給時・住宅購入時等に限って中途引き出しを認めるべきといった意見や、一定の課税(追徴課税)を前提に中途引き出しを認めるべきといった意見があった。
- この点については、現在のDBとDCの税制上の措置は、かつての適格退職年金制度並びとなっている。今回、企業年金等の積立金に課税される特別法人税について、2022(令和4)年度末まで、課税停止措置が延長となったものの、今後、特別法人税を撤廃して、公的年金や公的年金に準じた取扱いとなっていた厚生年金基金同様、拠出時非課税・運用時非課税・給付時課税(EET)という税制上の措置が認められるためには、拠出限度額・中途引き出し・受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みの在り方が改めて問われることから、税制との関係も含めて、引き続き丁寧に検討を継続していく必要がある。

イギリスにおける自動加入制度

制度創設の経緯

- イギリスの年金制度は、以前は「基礎国家年金（The basic State Pension）」と「国家付加年金（Additional State Pension）」からなる2階建て構造であり、その制度においては、一定要件を満たす私的年金に加入する被用者には2階部分にあたる「付加年金」の適用除外が認められていた。
- しかし、制度の複雑化等によって生じる問題が指摘され、その解消を図るため、2014年年金法に基づき、2016年から「新国家年金（The new State Pension）」という1階建ての年金制度が適用された。
- 一方で、貯蓄不足による高齢期の貧困問題への懸念から、これを解消するため、新たな年金スキームを設けて、職域年金を有していない中小企業の事業主などに対して、被用者を同スキームに自動登録させることが義務づけられた（2008年年金法）。
- 具体的には2012年に、NEST（National Employment Saving Trusts：全国雇用貯蓄信託）という新たな年金スキームが導入された。

NEST

<対象者>

- 22歳から公的年金支給開始年齢までの年収£10,000を上回る定職者
- 該当者は、加入しないこと（opt out）を選択できる。

<普及のための支援措置>

- 中小事業主とその従業員の大半を占める中・低所得者層が受け入れやすいよう、拠出額の1.8%、管理資産の0.3%という低廉なコストで運用することとしている。
- 2018年3月末時点で、管理資産は約28億3800万ポンド、加入者数は約648万人

周知広報

3

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本日も議論いただきたい点

周知広報

- 今後周知・広報を行うべき内容や対象
- 周知・広報に効果的な手法

私的年金制度に関する広報の取り組み

現在の取り組み

- 私的年金制度の広報については、厚生労働省、国民年金基金連合会、企業年金連合会、運営管理機関、関係団体等が連携し、普及・推進に向けた様々な取り組みを実施している。

制度周知に関するウェブページ、チラシの作成、掲載

- 私的年金制度の普及・推進を目的として、私的年金制度の概要や制度改正について厚生労働省ホームページに掲載。制度周知のためのチラシも掲載しており、サイトから自由にダウンロード可能。

年金 私的年金制度の概要（企業年金、個人年金）

- 確定給付企業年金制度（D.B.）
- 確定拠出年金制度（D.C.）
- 厚生年金基金制度
- 国民年金基金制度
- その他
- お問い合わせ

私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は、高齢期により豊かな生活を送るための原動力として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。

私的年金は大きく分けて確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を元に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自身が運用を行い、高齢期の生活設計を立てる必要があります。

詳細については、以下のリンクファイルをご確認ください。

- 第15 私的年金（企業年金・個人年金）制度

確定給付企業年金制度（D.B.）

- 確定給付企業年金制度（D.B.）

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、受給権が保障されているなどという長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

A. 規約型確定給付企業年金

実施主体は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行います。

イ. 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資産を管理・運用し、年金給付を行います。

- 離職・転職時等の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）

加入者等が離職した場合は、勤務先の年金・退職金共済制度が変わった場合に、その積み立てた資産を他の年金制度へ持ち運べる場合があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

確定拠出年金制度（D.C.）

- 確定拠出年金制度（D.C.）

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が入るごとに区分され、その掛金と自らの指回による運用の運用益との合計額をもとに、給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

A. 企業型確定拠出年金

企業の拠出によって行います。また、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）も可能です。

イ. iDeCO（個人型確定拠出年金）

個人の拠出によって行います。加入を希望する際には、[国民年金基金連合会](#) に申請する必要があります。

- 離職・転職時等の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）

加入者等が離職した場合や、勤務先の年金・退職金共済制度が変わった場合に、その積み立てた資産を他の年金制度へ持ち運べる場合があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

厚生年金基金制度

- 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる制度です。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律63号）により、平成26年4月1日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

国民年金基金制度

- 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、任意で加入する制度です。

国民年金基金には、「地域型国民年金基金」である全国国民年金基金と職種別に設立された3つの「職制型国民年金基金」があります。

・「地域型国民年金基金」の全国国民年金基金（※）については、国民年金の第1号被保険者であれば住所地や業種は問わず加入できます。

・「職制型国民年金基金」については、基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金の第1号被保険者の方が加入できます。

※全国国民年金基金は、2019年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職制型国民年金基金が合併し、設立されたものです。

[ページの先頭へ戻る](#)

その他

平成16年年金制度改正に伴う企業年金制度改正

- 平成16年年金制度改正に伴う企業年金制度改正

適格退職年金の廃止

- 適格退職年金の廃止

[ページの先頭へ戻る](#)

参考資料

公的年金を含めた各種資料は、以下のリンク先に掲載しております。

- 年金制度の仕組みと考え方

[ページの先頭へ戻る](#)

私的年金制度に関する広報の取り組み

制度周知に関するチラシの作成

制度改正に関するチラシ

DBを実施する事業主・基金
及び厚生年金基金の皆さまへ

企業型DCを実施する
事業主・従業員の皆さまへ

iDeCo加入者・
加入検討中の皆さまへ

投資教育に関するチラシ

企業型DCを実施する
事業主の皆さまへ

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さまへ
令和6（2024）年12月1日から

掛金相当額を規約に定め、加入者情報の月次登録が必要となります

令和6（2024）年12月1日から、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金（以下「DB等」という。）に加入している方の企業型DC・iDeCoの拠出相当額の算定に当たり、DB等の掛金相当額（標準掛金）（法上の名称は他制度掛金相当額）を反映することとなります。

企業型DCの拠出相当額（上限2,0万円）
= 5.5万円 - DB等の掛金相当額

DB等を実施する事業主・基金及び厚生年金基金の規約において、DB等の掛金相当額の算定と規約への記載、加入者情報の月次登録、従業員の情報への周知が必要となります。

1. DB等の掛金相当額の算定と規約への記載

令和6（2024）年11月1日までに、受託機関と連携してDB等の掛金相当額を算定し、他の掛金額（標準掛金、特別掛金など）と同様に規約に記載する必要があります。

DB等の掛金相当額とは

企業型DC・iDeCoの拠出相当額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したものとみなされるものとして算定します。具体的には、DB等の標準掛金と同様の手法により、財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定します。給付区分ごとに算定するほか、適正な年金数理に基づいて計算するため、隔年基準に基づくDBを除き、年金数理上の確認が必要です。

規約への記載

DB等の掛金相当額は、令和6（2024）年12月1日からDCの拠出相当額の算定に反映されることから、令和6（2024）年11月1日までにDB等の規約に記載してください。規約の変更は、円滑な移行の観点から、可能な限り下記の区分に応じて手続きを進めていただきますようお願いいたします。

- ① 令和6（2024）年11月1日までに規約変更が予定されているDB等
規約変更に合わせてDB等の掛金相当額を記載
- ② ①以外のDB等
受託機関とご相談いただき、DB等の掛金相当額が算定されたときに記載

令和6（2024）年12月1からは

DCの拠出可能な枠について、確定給付型（DB、厚生年金基金など）ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額）を評価し、月額55,000円から掛金相当額を控除した範囲内となります。

iDeCoは・・・
月額55,000円から各月の事業主の拠出額を控除した額（20,000円を超える場合は20,000円）が上限となります。

※ 事業主の拠出額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額となります。事業主の拠出額によっては、iDeCoの拠出の上限が小さくなり、拠金を拠出できなくなったりすることもあります。

現行	改正後
iDeCoの拠出可能枠 → 2.75万円 [確定給付型の掛金相当額] 2万円 [確定給付型の掛金相当額] 1.25万円	iDeCoの拠出可能枠 → 2.75万円 [確定給付型の掛金相当額] 4万円 [確定給付型の掛金相当額] 4万円

確定給付型を実施する事業主の皆様においては、確定給付型の掛金相当額の算定については、確定給付型の受託機関と今後ご相談いただきますようお願いいたします。

★ご確認ください。

- ① 令和4年10月1日から、企業型DCの事業主掛金が各月の上限の範囲内での毎月拠出となっていない場合、企業型DCに加入する従業員はiDeCoに加入できません。その旨を企業型DCの規約に併せて記載し、従業員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。
- ② 令和4年10月1日から、事業主掛金とiDeCoの掛金の合算は「基礎年金番号・生年月日・性別」を用いています。
- ③ 事業主の皆様においては、記録関連運営管理機関（レコードキーパー）に登録している企業型DC加入者の「基礎年金番号・生年月日・性別」の適正な管理を改めてお願いします。
- ④ 企業型DCに加入する従業員の皆様も、企業型DCの加入者専用サイトで、ご自身の「基礎年金番号・生年月日・性別」に誤りがないか改めてご確認ください。

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ
令和6（2024）年12月1日から

企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

- ① iDeCoに加入できなかった企業型DCの加入者の方がiDeCoに加入できるようになります。
- ② DCの拠出額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と合算して月額5.5万円（確定給付型の拠出額）でも加入する場合は、月額2.75万円を超えることはできません。
- ③ 以下の方が対象です。
 - ① 掛金（企業型DCの事業主掛金・iDeCo）が毎月拠出される、元金増え型年金基金
 - ② 企業型DCのマッチング拠出（加入者拠出金）を利用していないこと

企業型DCに加入する場合	企業型DCと確定給付型の併存で加入する場合
iDeCoの拠出額 月額5.5万円 ※ 企業型DCの事業主掛金と ※ iDeCoの拠出額との合計は2万円 [標準掛金] 2万円 + [企業型DCの事業主掛金] 3万円 [標準掛金] 2万円 + [企業型DCの事業主掛金] 3万円 + [iDeCoの拠出額] 2万円	iDeCoの拠出額 月額2.75万円 ※ 企業型DCの事業主掛金と ※ iDeCoの拠出額との合計は2万円 [標準掛金] 2万円 + [企業型DCの事業主掛金] 3万円 [標準掛金] 2万円 + [企業型DCの事業主掛金] 3万円 + [iDeCoの拠出額] 2万円

令和6（2024）年12月1からは

iDeCoの拠出相当額が変わります（確定給付型に加入する場合）

2024年12月以降

- ① 確定給付型の併存で加入する場合（従業員を含む）iDeCoの拠出相当額は1.2万円から2.2万円に引き上げられます。
- ② DCの拠出額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの拠出額（標準掛金）（標準掛金の合計額掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

企業型DCと確定給付型の併存で加入する場合
iDeCoの拠出額 月額5.5万円（1月の企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額） ※ iDeCoの拠出額との合計は2万円 [標準掛金] 2万円 + [企業型DCの事業主掛金] 3万円 + [他制度掛金相当額] 1万円 [標準掛金] 2万円 + [企業型DCの事業主掛金] 3万円 + [他制度掛金相当額] 1万円 + [iDeCoの拠出額] 2万円

ご注意ください

- ① 拠出に拠出できるDCの拠出額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの標準掛金相当額で決まります。既にiDeCoに加入している方も、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってiDeCoの拠出額の範囲（月額5万円）を下回り、拠金を拠出できなくなる可能性があります。
- ② iDeCoの拠出額を超えて加入する場合は、毎月標準掛金（標準掛金）2万円の範囲を超えて加入することになります。毎月標準掛金（標準掛金）2万円の範囲を超えて加入する場合は、毎月標準掛金（標準掛金）2万円の範囲を超えて加入することになります。
- ③ 企業型DCの事業主掛金額については、企業型DCの運営管理機関（企業型DC）の加入者専用サイトで確認ください。他制度掛金相当額については、事業主に確認ください。

企業型DC（確定拠出年金）を実施する事業主の皆さまへ
令和6（2024）年12月1日から

企業型DCの加入者に対する投資教育は事業主の努力義務です

確定拠出年金は一人ひとりの運用結果が有期の給付額に影響するため、適切な資産運用を行うための情報や知識を加入者が持つことが重要です。

事業主の皆さまは、加入者が資産運用について十分理解できるように、制度への加入時はもちろん、加入後も継続的・適切な投資教育を提供する必要があります。

加入時の投資教育のポイント

加入直後でも運用開始や併合の請求ができるよう、以下を目的に、基礎的な事項を中心とした教育を行うことが重要です。

- DC制度における「運用の指図」の意味を理解すること
- 具体的な資産配分を自分で行えること
- 運用による収益状況の把握ができること

加入後の継続的な投資教育のポイント

加入時に得た基礎的な知識からのステップアップの機会として、また制度への関心をさらに高めるために、加入後も定期的かつ継続的に教育を行うべきです。

- DC制度への理解・関心が向上する
- 自身のライフプランの中で適切な運用と becoming しているかの確認を促す

内部で投資教育ができない場合は、外部委託をご活用ください！

企業型DC加入者への投資教育は、運営管理機関や企業年金連合会などに委託できます。内部で実施できない場合には、外部委託もご活用ください。

（外部に委託する場合にも、説明会の実施にあたり、就業時間への配慮や会議の準備などの対応をお願いします。）

詳細は委託を希望する先に確認ください。



私的年金制度に関する広報の取り組み

iDeCo公式サイト

- 国民年金基金連合会において、iDeCoの理解促進、行動喚起を促す「iDeCo公式サイト」を作成し、iDeCoの基礎から運営管理機関の検索、マンガやアニメによるiDeCoの紹介など、様々なコンテンツを掲載。



【トップページ】



【iDeCoってなに?】



【iDeCoカンタン加入診断】



【運営管理機関一覧】



【マンガ・アニメでわかるiDeCo】

ポスター、パンフレット、導入ガイド等の作成

- 金融機関や関係団体へ配布し、各金融機関主催のセミナー等で積極的に活用。
- iDeCoの普及・推進を目的として、パンフレット・チラシを作成し、厚生労働省ホームページ・iDeCo公式サイトに掲載。iDeCoの概要について、分かりやすく説明しており、サイトから自由にダウンロード可能。



【iDeCoポスター】



【iDeCoチラシ】



【iDeCo+導入ガイド】



【iDeCoパンフレット】
(全8ページ)

私的年金制度に関する広報の取り組み

セミナーの開催

- 霞ヶ関資産形成セミナー（2023年6月16日）

主催：内閣府、金融庁、厚生労働省

霞ヶ関で勤務する全職員を対象に開催(文部科学省講堂)。

金融の専門家（FP）を講師に招き、幅広い視点から、家計管理、金融商品の特性、新しいNISAやiDeCoの概要等を説明。

申込者数(会場、オンライン計)：1,255名。



当日の様子

厚生労働省公式SNSを利用した周知広報

- 普及・推進を目的として、厚生労働省公式X（旧Twitter）、Facebookへ制度の概要について投稿。



X（旧Twitter）投稿



Facebook投稿

私的年金制度に関する広報の取り組み

金融広報中央委員会 eラーニング講座

「マネビタ」の動画公開 (10/2予定)

- 税制優遇を絡めた長期・積立・分散投資を促す制度として、国民の関心が高まっている「NISA」と「確定拠出年金」の制度の内容と運用実務を内容とする講義動画を作成。
- 金融広報中央委員会、金融庁、厚生労働省、日本証券業協会、東京証券取引所、投資信託協会との共同制作。



人生を豊かにするお金の知恵

確定拠出年金制度
(企業型DC・iDeCo)



月刊社会保険への記事掲載

- iDeCo+の制度周知を目的として、月刊社会保険へ記事を掲載した。(2022年12月号、2023年7月号)



厚生労働省名義の使用許可

- 私的年金制度の推進・普及を支援するため、関係団体や民間団体が行うセミナーやフォーラム等の行事について後援名義の使用を許可している。
- 厚生労働省が後援名義の使用を許可した「日本DCフォーラム」にて、企業年金・個人年金課長による基調講演「DC制度改正に向けた動向と論点」を行った。



政府広報オンラインへの記事掲載

- iDeCoの制度周知を目的として、政府広報オンラインへ記事を掲載した。



4

個人の年金状況の見える化

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本日も議論いただきたい点

① iDeCo 拠出可能額の見える化

- 加入資格や国基・企業型DC・DB等の他制度の加入状況に応じた、見える化すべき内容とそのターゲット層
- 実態を踏まえた効果的な手法
- 実現のためのフィジビリティ・課題 など

② 年金資産及び給付見込み額の見える化

- 国基・DC・DB等の各制度の趣旨・性質に応じた「見える化」のあり方
- 実態を踏まえた効果的な手法
- 実現のためのフィジビリティ・課題 など

① iDeCo 拠出可能額の見える化

企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額の見直し

○ iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している**DB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映**するとともに、**上限を2万円に統一**し、企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図る。

	令和4年10月1日～	令和6年12月1日～
国民年金第1号被保険者	月額6.8万円 (※)	月額6.8万円 (※)
国民年金第2号被保険者		
①企業型DCのみに加入	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2.0万円を上限)	月額5.5万円－ (各月の企業型DCの事業主掛金額＋ DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2.0万円を上限)
②企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	
③DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円 (※)	
④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)
国民年金第3号被保険者	月額2.3万円 (※)	月額2.3万円 (※)

「月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額との合計が月額5.5万円の範囲内」と言い換えることができる。
事業主の拠出額である「各月の企業型DCの事業主掛金額」と「DB等の他制度掛金相当額」の合計額が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額は、その分、減ることとなる。

【DC掛金の年単位拠出の取扱い】

(※)は、DC掛金の「年単位拠出」が可能。

企業型DCに加入する者(①・②)は令和4年10月1日から、③のDB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は令和6年12月1日から、「月単位拠出」のみとなる。

最終的には、iDeCoの掛金について「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保険者」、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となる。 64

DB等の他制度掛金相当額の反映後（令和6（2024）年12月～）

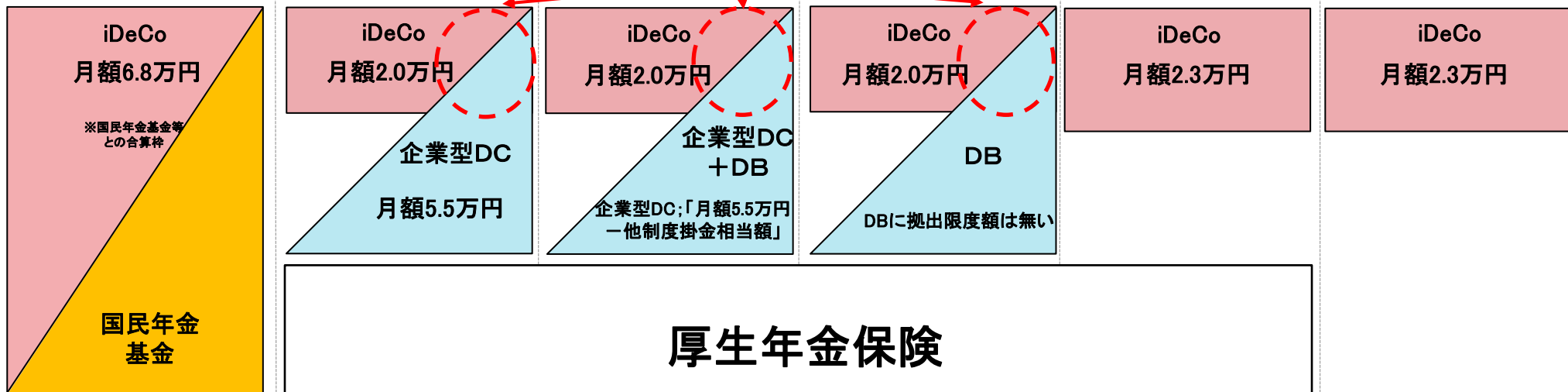
①企業型DCのみに加入

②企業型DCと、DB等の他制度に加入

③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）

④企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない

- 企業年金（企業型DC・DB）に加入する者のiDeCoの拠出限度額を公平化。
- 事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）が3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。



国民年金
第1号被保険者

国民年金
第2号被保険者等

国民年金
第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（仮想掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行（令和6年12月1日）の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする（経過措置）。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額（月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

iDeCo 拠出限度額 についての周知・広報

○ 厚生労働省の確定拠出年金制度説明サイトやiDeCo公式サイトにおいて、iDeCo拠出限度額に関する説明ページを設けている。

<厚生労働省の確定拠出年金制度説明サイト>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/taishousha.html>

<iDeCo公式サイト>

現行制度のiDeCo限度額

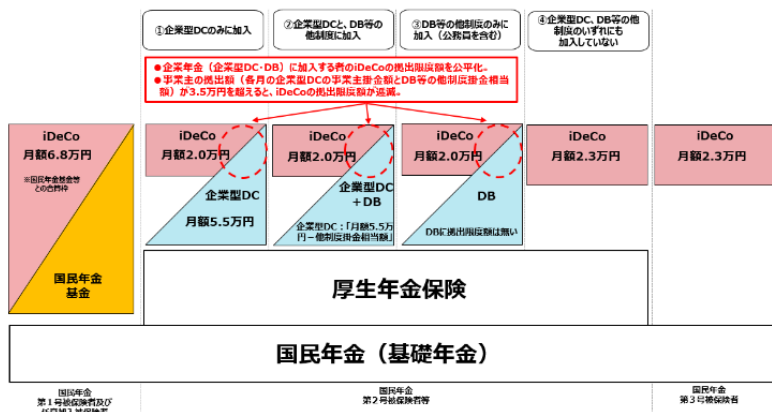
<https://www.ideco-koushiki.jp/start/>

<iDeCo公式サイト>

2024年12月1日施行後のiDeCo限度額

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/2022kaisei/>

DB等の他制度掛金相当額の反映後（2024年12月1日施行）



※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（返戻掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金額に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

※2 企業年金（企業型DC・DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額の合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

iDeCo の拠出限度額について

加入資格	拠出限度額
（第1号被保険者・任意加入被保険者） 自営業者等	月額6.8万円 （年額81.6万円） （国民年金基金または国民年金付加保険料との合算額）
（第2号被保険者） 会社に企業年金がない会社員	月額2.3万円 （年額27.6万円）
（第2号被保険者） 会社員・公務員等	<ul style="list-style-type: none"> *1 企業型DCのみに加入している会社員 → 月額2.0万円^{*3} *2 DBと企業型DCに加入している会社員 → 月額1.2万円^{*4} *2 DBのみに加入している会社員 → 月額1.2万円 （年額14.4万円）
（第3号被保険者） 専業主婦（夫）	月額2.3万円 （年額27.6万円）

- *1 企業型DCとは、企業型確定拠出年金のことをいう。
- *2 DBとは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。
- *3 企業型確定拠出年金(企業型DC)のみに加入する場合
月額5.5万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額2万円を上限)
- *4 企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
月額2.75万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額1.2万円を上限)

今後の改正

<2024年12月1日から>

- iDeCoの拠出限度額が変更になります。
確定給付型他制度を併用する場合（公務員を含む）のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引上げられます。
ただし、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えることはできません。
企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額によっては、この見直しによりiDeCoの掛金の上限が小さくなったり、iDeCoの掛金の最低額（5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなったりすることがありますので、ご注意ください。

運営管理機関、DBを実施する事業主・基金等の取り組み

- 運営管理機関も厚生労働省が作成したチラシや各社の独自サービス等を用いて、加入者や加入希望者にiDeCo 拠出限度額に関して説明している。
- また、DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金に、各実施事業所の事業主を通じて従業員に対する他制度掛金相当額の周知を求めている。

<iDeCo加入者・加入検討中の方向けチラシ>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

令和6(2024)年12月から

iDeCoの拠出限度額が変わります (確定給付型に加入する場合)

2024年12月以降

- ▶ 確定給付型他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。

	企業型DCと確定給付型他制度に加入する場合
iDeCoの掛金額	月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

- 例：① 企業型DCと確定給付型他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合
月額5.5万円-4万円(企業型DCの事業主掛金額+他制度掛金相当額)=1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)
- ② 確定給付型他制度のみに加入していて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合
月額5.5万円-2万円(他制度掛金相当額)=3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

ご注意ください

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。
既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。
※iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の概要は、こちらの二次元コードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。



厚生労働省ウェブサイト
(2020年の制度改正/2024年12月施行)

<DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さま向けチラシ>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>

3. 従業員の皆様への周知等

従業員の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、**企業型DC加入者のiDeCo加入の要件が緩和される令和4(2022)年10月までに、各実施事業所の事業主を通じて従業員の皆様へのDB等の掛金相当額等の周知をお願いいたします。**

周知をお願いしたい事項

<全ての従業員に対して>

DB等の掛金相当額又はその概算額

- ※ 複数のDB等(私立学校教職員共済制度を含む)に加入の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

<掛金相当額が高いDB等(※)に加入する従業員に対して>

令和4(2022)年10月にiDeCoへ加入可能となる場合でも、令和6(2024)年12月以降にiDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

- ※ 企業型DCとDB等を併用している場合は月2.75万円を超えるDB等、DB等のみ実施の場合は月4.3万円を超えるDB等において、加入者のiDeCo掛金額に影響が生じることがあります。

iDeCoに拠出できなくなる従業員への対応

掛金相当額が高いDBの加入者でiDeCo掛金が拠出できなくなる場合、企業型DCを実施していない場合であっても、DB規約に受換の定めがあればiDeCo資産をDBへ移換することができますので、積極的なご検討をお願いいたします。

制度別のiDeCo拠出限度額の見える化の状況

○ 自身のiDeCo拠出限度額は、国民年金・厚生年金被保険者種別や他制度加入状況に応じて、自ら確認可能。

種別		令和6年12月施行後の iDeCo拠出限度額 (月額)	自身のiDeCo拠出限度額の確認方法
国民年金第1号 任意加入被保険者		6.8万-(国民年金基金 の掛金額又は国民年金 の付加保険料)	自身が納めている「国民年金基金の掛金額又は国民年金の付加保険料」を 踏まえて算出。
国民 年金 第 2 号 被 保 険 者	企業型DCのみ	5.5万円-企業型DC事 業主掛金額※	企業型RKの加入者専用サイトでiDeCo拠出可能見込額を確認。
	企業型DC・DB等他 制度	5.5万円-(企業型DC 事業主掛金額+他制度 掛金相当額)※	・2024年11月以前： 「DB規約等によって事業主が従業員に周知した他制度掛金相当額」と 「企業型RKの加入者専用サイトで確認した企業型DC事業主掛金額」を 踏まえて算出。 ・2024年12月以降： 企業型RKの加入者専用サイトでiDeCo拠出可能見込額を確認。
	DB等他制度のみ	5.5万円-他制度掛金 相当額（公務員の場合 は共済掛金相当額）※	・厚生年金第1号、4号被保険者： 「DB規約等によって事業主が従業員に周知した他制度掛金相当額」を 踏まえて算出。 ・厚生年金第2、3号被保険者： 今後告示される共済掛金相当額を用いて算出。
	企業型DC・DB等他 制度無し	2.3万	一律2.3万円
国民年金第3号被保険者		2.3万	一律2.3万円

※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

RKのサイトにおける拠出可能見込額の表示

- 企業型RK（全4社）の加入者専用サイトで、2022年10月施行法令に基づくiDeCoの拠出可能見込額が確認可能。2024年12月以降は、2024年12月1日施行法令に基づくiDeCoの拠出可能見込額が確認可能となる。

日本レコード・キープिंग・ネットワーク株式会社（NRK）

日本インバスター・ソリューション・ア
ンド・テクノロジー株式会社（JIS&T）

損保ジャパンDC証券株式会社

SBIベネフィット・システムズ株式会社

iDeCo（個人型DC）加入時の掛金額について

企業型に関する情報	法定拠出限度額(月額)	55,000円
	事業主掛金額	40,000円
	企業型加入者掛金額	0円
	他制度加入有無	なし
	企業型年単位化有無	なし

- ※「企業型に関する情報」は次回拠出についての情報を表示しています。
- ※「年単位化」とは企業型年金規約において以下のいずれかが定められていることを指します。
 - ・事業主掛金を毎月ではないサイクルで拠出すること
 - ・1回の拠出で該当月1ヶ月分の法定限度額を超えて拠出すること

個人型拠出可能見込額	15,000円
------------	---------

- ※上記は企業型の加入状況等から算出した見込額となります。個人型年金規約に定める最低掛金額、掛金額の単位等により、実際の個人型拠出可能額は上記と異なる場合があります。また、個人型の最低掛金額未済の場合、加入ができないことがあります。

個人型に加入するにあたっては、企業型で基礎年金番号、性別、生年月日が正しいの登録内容をご確認いただき、内容が異なっている場合は事業主に申し出てください。基礎年金番号がわからない場合は事業主にお尋ねください。

iDeCo拠出可能見込額照会

あなた様はiDeCo（個人型確定拠出年金）への同時加入が可能と見込まれるため、本画面が参照可能となっております。本照会画面ではiDeCoへ加入される場合に、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額を参考値として表示しております。iDeCoへのご加入を検討される場合等にご活用ください。

iDeCo拠出可能見込額

あなた様がiDeCoへご加入される場合、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額は以下の通りです。

iDeCo拠出可能見込額 10,000円

- ・iDeCoの最低掛金額は5,000円で、1,000円単位の拠出となります。
- ・iDeCo拠出可能見込額が5,000円未満である場合、iDeCoへ加入することはできません。

iDeCo拠出可能見込額の算出

iDeCo拠出可能見込額は次の通り算出しております。

- ① 拠出上限額 20,000円
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額(a) - 企業型確定拠出年金の事業主掛金額(b)

企業型確定拠出年金の拠出限度額(a) 55,000円

- 企業型確定拠出年金の事業主掛金額(b) 45,000円

iDeCo拠出可能見込額には、①「拠出上限額」と②「(a)-(b)」のうち、小さい金額を表示しております。なお、②「(a)-(b)」は、1,000円未満を切り捨てて算出しております。

加入者情報の確認・変更

基本情報	勤務先情報
<p>年金規約(本文)</p> <p>■ あなたが加入している制度の規約</p>	
資格区分	企業型年金加入者
申込年月日	2015/06/01
資格取得年月日	2015/06/01
年単位拠出実施状況	実施なし
拠出開始年月	2015/07
掛金(月額)	10,000円
	事業主掛金 10,000円
	加入者掛金 --- 円
他年金制度加入状況	加入なし

個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入に関する情報
掛金の拠出限度額は、他年金制度の加入状況により異なります。
【他年金制度なし】5.5万円 - 事業主掛金額 ※上限2.0万円
【他年金制度あり】2.75万円 - 事業主掛金額 ※上限1.2万円

iDeCo拠出可能見込額(月額) 20,000円

- ・次に該当する場合は個人型確定拠出年金で掛金を掛けることはできません。iDeCo拠出可能見込額が0円と表示されている場合
- ・加入している企業型確定拠出年金にてマッチング拠出を導入しており、加入している企業型確定拠出年金にて年単位の掛金拠出が導入されて個人型確定拠出年金で老齢給付金を受け取った、または受け取り中もしくは公的年金の老齢年金を受け取っている場合
- ・65歳以上の場合

・個人型確定拠出年金に同時加入する場合は、企業型確定拠出年金口座出書に記載する基礎年金番号等が一致している必要があります。加入者情報の確認・変更(基本情報)ページで誤りがないか確認してください。

加入者情報の確認・変更

基本情報	勤務先情報
<p>あなたが加入している年金規約</p>	
資格区分	企業型年金加入者
申込年月日	2012/04/01
資格取得年月日	2012/04/01
拠出開始年月	2012/05
掛金	20,000円
	事業主掛金 20,000円
	加入者掛金 --- 円

個人型(iDeCo) 拠出可能見込額

iDeCo(イデコ:個人型確定拠出年金)に拠出可能な掛金の見込額をお知らせします

掛金の拠出月	2022年10月	企業型の拠出
① 掛金の拠出限度額	55,000円	企業型の拠出
② 企業型の拠出額(事業主掛金)	20,000円	拠出予定の掛金
③ 企業型の拠出額(加入者掛金)	0円	拠出予定の掛金
④ ①-②-③の金額	35,000円	
⑤ iDeCoの拠出限度額	20,000円	iDeCoの拠出
⑥ iDeCo拠出可能見込額	20,000円	④と⑤の小さい加入者掛金

(※1)他の制度に加入している場合は27,500円、加入していない場合は55,000円となります。

② 年金資産及び給付見込み額の見える化

各制度の見える化の状況

- 各制度の見える化の状況は以下の通りであり、制度毎の年金資産額・給付額を確認することは可能。
- 公的／私的を合わせた年金資産額・給付額は金融機関やフィンテック企業等により、提供されている例がある。
(公的機関にて各種情報を紐付けて管理する施策は、セキュリティ面や国民感情を踏まえると課題が多い)

制度	根拠法令	資産額・給付額の見える化の状況
確定拠出年金 (企業型DC、iDeCo)	確定拠出年金法第27条	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上、加入者に個人別管理資産額が通知されている。 ・RKの加入者専用サイトに現在の個人別管理資産が表示されている。 ・運営管理機関によっては、加入者専用サイト等にて、将来の給付見込額のシミュレーション機能が提供されている例もある。
確定給付企業年金	確定給付企業年金法 第73条 施行規則第87条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上、給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計が加入者に周知されている。 ・企業によっては、企業のイントラネット等で基準年月日における仮想個人勘定残高が表示されている例もある。
国民年金基金	—	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、「社会保険料控除証明書」と共に通知される「掛金納付結果通知書」に受取予定年金額が表示されている。 ・加入勧奨の観点から、加入検討者に対しては、国民年金基金のホームページにて、現時点で加入した場合の掛金額や年金額等のシミュレーションが提供されている。

確定拠出年金の見える化の状況

- 年に1回以上、個人別管理資産額が通知される他、運営管理機関の加入者専用ページで常時確認が可能。

作成日 2017.10.13
ページ 1 / 8

拠出 太郎 様

確定拠出年金お取引状況のお知らせ

契約名/契約番号	1234567
〇〇確定拠出プラン	
企業名/企業番号	2345678
〇〇株式会社	
加入者口座番号	1234567890
経理担当運営管理課	

企業名 〇〇株式会社
事業所名 本社
所属名 △〇〇部
従業員番号 9999999999
mm4dDK1P0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXX

お問い合わせ先 XXXX-XX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2017年4月1日から2017年9月30日までのお取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等ございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

今回基準日 2017年 9月30日 前回基準日 2017年 3月31日

1. 今回基準日時点の年金資産状況

① 評価損益

年金資産評価額	運用金額	評価損益
89,422円	41,706円	47,716円

運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	制度移行金額	受換金額	給付金額・移換金額	手数料
80,000円	100,000円	450,000円	587,862円	432円

② 年金資産評価額の内訳 (上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品番号	商品名	割合	評価損益額
006	DC定期 5年	65%	58,000円
001	DC投資信託	9%	8,222円
003	DC定期 3年	8%	7,600円
004	DC GIC	8%	7,600円
002	DC定期 1年	3%	3,000円
	その他商品合計	6%	6,000円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については期間まで保有した場合は金額を次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。

③ 評価損益

年金資産評価額：基準日時点で運用商品の売却を行った場合の金額(時価評価額)、待機資金及び運用の損益が行われていない資産(未拠出資産)の合計額です。
商品によっては売却時に解任手数料等を差し引いた額を使用しているため、時価評価額が未元を下回る表示される場合がありますのでご注意ください。商品別の時価評価額については次ページ以降をご確認ください。

待機資金：基準日時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。

未拠出資産：基準日時点で運用の開始が行われていないため、拠出金等として管理されている資金です。
未拠出資産は年金資産評価額に含まれます。

運用金額：現在の確定拠出年金制度に拠出された金額です。給付を受けられている方は給付金額を減算しています。

評価損益：基準日時点における年金資産全体の「運用利益(プラス)」又は「運用損失(マイナス)」を表しています。

● 運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)：現在の確定拠出年金制度に拠出として拠出された金額の累計です。
制度移行金額：企業年金制度又は退職手当制度(退職金制度)等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の累計です。
受換金額：転職等により、現在の確定拠出年金制度又は他の企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産です。
給付金額：給付金額は一時金および年金としてお支払いした金額(税込)の累計です。
移換金額：転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度や他の企業年金制度等に移された年金資産です。
手数料：規約の定めにより事業主に返還した拠出金の累計です。

④ 年金資産評価額の内訳

今回基準日時点の商品別の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。
なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

残高・時価評価額照会

〇〇 △△ 様 □座番号 123XXXX890 20XX/04/03

評価損益

年金資産評価額	運用金額	評価損益
1,438,158円	1,337,000円	101,158円

運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	制度移行金額	受換金額	給付金額・移換金額	手数料
240,000円	1,200,000円	100,000円	200,000円	3,000円

年金資産評価額の内訳

時価評価額合計	待機資金	未納手数料
1,423,408円	15,000円	250円

※時価評価額合計は直近の残高および時価にて算出しております。
※待機資金は現時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。
※確定年金・終身年金は年金資産評価額に含めておりません。

時価評価額合計・待機資金の内訳

他	A	B	C	D	E
---	---	---	---	---	---

※時価評価額の上位5商品までを個別表示し、それ以外の商品および待機資金については「他」として合算表示しております。
※確定年金・終身年金は時価評価額に含めておりませんので、グラフ上には表示していません。
※「構成割合」は小数点未満を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合があります。

iDeCoの見える化の状況

○iDeCo公式サイトにて、年収、加入開始年齢、掛金を入力すると、積立総額と税額軽減額を表示するシミュレーション機能を提供している。

iDeCo公式サイト かんたん税制優遇シミュレーション

<https://www.ideco-koushiki.jp/simulation/>

かんたん税制優遇シミュレーション



iDeCoに加入した場合の掛金の所得控除による税額軽減額をご確認いただけます。
掛金を積み立てると、どれくらい税負担が軽減されるか
計算してみましょう！

年収 万円
※年齢の給与収入（源泉徴収前、賞与も含みます。）

加入開始年齢 歳
※15歳～64歳の間で入力してください。

掛金 円 / 月額
※5000円から68000円の間で入力してください。

計算する →

※1 掛金を毎月定額拠出した場合のシミュレーションです。
 ※2 課税所得および掛金の増減はない前提とします。
 所得税・住民税が課税されない方は、iDeCoに加入しても掛金の所得控除による税メリットはありません。また、自分以外の家族が加入する掛金を負担しても、税メリットを受けることはできません。
 このシミュレーションはいくつかの質問内容から、iDeCoに加入した場合の税メリットを試算するものです。実際の税メリットとは異なることがあります。
 ※3 中小企業主掛金納付制度が導入されている企業にお勤めの方で、掛金の所得控除額をご確認された方は、ご自身が拠出する予定の加入者掛金の額のみを入力してください。（事業主が拠出する掛金は所得控除の対象にはなりません。）
 ※4 中小企業主掛金納付制度が導入されている企業にお勤めの方で、将来の積立総額をご確認された方は、ご自身が拠出する予定の加入者掛金と企業が上乗せ拠出してくださる予定の中小企業主掛金の合計額（合計額の上限は月額2万3千円）を入力してください。（この場合に算出される所得控除額は参考になりません。）



	iDeCo加入時	iDeCo未加入時
課税所得（所得税）※2	2,180,500円	2,360,500円
課税所得（住民税）※2	2,230,500円	2,410,500円
所得税額	120,550円	138,550円
住民税額 ※3	223,050円	241,050円
1年の軽減額		
iDeCoによる所得税軽減額	18,000円	0円
iDeCoによる住民税軽減額	18,000円	0円
iDeCoによる税制優遇額	36,000円	0円
40年の軽減額		
iDeCoによる所得税軽減額	720,000円	0円
iDeCoによる住民税軽減額	720,000円	0円
iDeCoによる税制優遇額	1,440,000円	0円
iDeCoの積立総額	7,200,000円	0円

※1 年収の14.39%として計算しています。
 ※2 課税所得＝年収-給与所得控除-社会保険料控除-基礎控除とし、業数金額の処理はせず
 に計算しています。
 ※3 一律10%として計算しています。

もう一度計算する

結果を印刷する

確定給付企業年金の見える化の状況

- 企業年金や退職金を個人別に通知している例もある。

第9回企業年金・個人年金部会
令和元年11月8日 参考資料1から抜粋

- 確定給付企業年金(DB)については、従来型の給付設計では資産残高を示すことが困難なものもあるが、個人ごとの仮想の積立金を積み立てていくような給付設計の場合などでは個々人の資産残高を計算することは可能である。
- DB、企業型確定拠出年金(企業型DC)、退職金などをあわせて個人別に通知している例もある。

例1

所属コード ALLTRN	私込(給与引去り)保険料合計
従業員番号 5000090E02	月払 53,350円 半年払 10,000円 年払 10,000円
氏名 ハンヨウジュウキョウイン イチタ 様	

老後の備え	制度名	加入有無	仮想個人勘定残高	基準年月日
	確定給付年金	ご加入	400,000円	2012/01/10
	確定拠出年金	ご加入	5,000円	2012/01/10
	退職一時金制度		1,500,000円	2012/01/10

1. データのメンテナンスは、商品毎に異なりますので、各商品の「基準年月日」にご留意ください。
2. 各詳細画面にご留意いただきたい点を記載しておりますのでご参照ください。
3. 確定拠出年金については、個人情報提供に同意されていない場合、個人別管理資産額が「***」表示しております。

企業のイントラネットでの表示例。

基準年月日におけるDBの仮想個人勘定残高、DCの個人別管理資産額、退職一時金制度のポイント累計額を表示。

例2

給与支払明細票			
給与		退職金 (毎年4月累積、1ポイント(P)=1万円)	
給与総額	*****	退職金ポイント	定年 ()内は自己都合
基本給	*****	退職一時金(P)	****(*)
〇〇手当	*****	CB年金(P)	****(*)
社会保険料・税		DC年金 (円)	
控除額計		*****	当月末時点
社会保険料	厚生年金保険料	*****	DC会社拠出
	健康保険料	*****	*****
	介護保険料	*****	DC従業員拠出
税	所得税	*****	*****
	住民税	*****	
現金支給額(円)		*****	

給与支払明細書の例。

給与や社会保険料・税のほかに、退職金やキャッシュバランスプランのポイント残高、DCの個人別管理資産の額等を表示。

国民年金基金の見える化の状況

- 年に一度通知される「掛金納付結果通知書」に、受取予定年金額が表示されている。
- 加入勧奨の観点から、加入検討者に対しては、国民年金基金のホームページにて、現時点で加入した場合の掛金や年金額等のシミュレーション機能を提供している。

加入者に向けた周知

「掛金納付結果通知書」

掛金納付結果通知書

加入者番号 0000-00000000

令和 年 月 日発行

口座引当し掛金額 (注1)	未納月数	未納金額
払込済による掛金額 (注2)		
掛金額計		
延滞金額 (注3)		
(社会保険料控除の対象になりません)		
納付額計 (注1) + (注2) + (注3)		

000-0000

納付月	加入月	口数	掛金月額
1	A		
2	A		
3	B		
4			
5	I		
6	II		
7	III		
8	IV		
9	V		
10			
11			
12			
合計掛金月額			

注1) 納付状況は全国国民年金基金にご加入いただいたこの通知書の発行日時点の期間(往來金を納付されている方は当該納付分を含みます)をもとに表示しています。

注2) 掛金納付終了予定年月は、60歳に達する月の前月です。なお、実際に掛金の納付が行われる月とは異なります。※通常、納付月の2ヶ月後に口座引当されます。

注3) 受取予定年金額は、今後60歳に達する月の前月分までの掛金がすべて払い込まれた場合の見込額であり、実納があった場合、途中で基金を脱退した場合、途中で退職口を行なった場合、国民年金の老齢基礎年金を繰上受給した場合等については、この金額とはなりません。なお、受取予定年金額はご案内の加入員番号でご加入いただいた期間(今後お支払いいただく期間を含みます)をもとに算出しています。

〒107-0052 東京都港区赤坂
8-1-22
NMF 青山一丁目ビル49階

TEL 0570-008-002 全国国民年金基金 本部

加入員の氏名 令和 年 月 日発行
加入員の住所 〒0000000 加入員の生年月日 令和 年 月 日

社会保険の種類	国民年金基金
保険料支払先の名称	全国国民年金基金
本年12月までに払い込まれた金額	
合計	

加入を検討している者に向けたサービス

国民年金基金年金額シミュレーションサイト

<https://www.npfa.or.jp/check/simulator.html>

年金額シミュレーション

あなたの年金額を試算いたします。
下記の必要事項を半角数字で入力し、試算ボタンを押してください。

性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
生年月日	<input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
1口目	A型、B型のどちらかを選択してください。 <input type="radio"/> A型 <input type="radio"/> B型 1口目については、必ずA型又はB型にご加入いただくことになります。 A型とB型の種類については「掛金と給付される金額」をご参照ください。
2口目以降	自由選択です。 A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> I型 <input type="checkbox"/> II型 <input type="checkbox"/> III型 <input type="checkbox"/> IV型 <input type="checkbox"/> V型 <input type="checkbox"/> 2口目以降、終身年金A型・B型および確定年金I型、II型、III型、IV型、V型の7種類の中から加入者が選択。ただし、確定年金の年金額が終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超える選択はできません。 年齢が50歳1月以上の方はIV型及びV型は選択できません。 年齢が60歳0月以上の方はII型、III型、IV型及びV型は選択できません。 年金の種類については「掛金と給付される金額」をご参照ください。
課税所得額	<input type="text"/> 万円 ※入力した場合は税の軽減見込額が表示されます。

(出典) 全国国民年金基金ホームページ
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/increase/#increase-pdf-4>

❌ 取り消す

▶ 試算する

公的年金の情報提供の現状

【ねんきん定期便】

【ねんきんネット】

提供内容
(年金額)

(50歳未満)
これまでの加入実績分のみに対応した年金額

(50歳以上)
これまでの加入実績を踏まえた60歳時点の年金見込額
* 現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して計算

頻度
1年に1度(誕生月に送付)

アクセス
日本年金機構より送付

これまでの加入実績と自分で設定した今後の加入条件に応じた将来の年金見込額

* ねんきん定期便で提供している「現在の加入条件が60歳まで継続する仮定」(かんたん試算)に加えて、今後の職業や収入、期間などを自分で設定した試算(詳細な条件で試算)も可能

24時間いつでもどこでも

ユーザーIDの取得
又はマイナポータルからの連携

■ 「ねんきん定期便」 50歳以上

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)				付加保険料納付済月数	船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金計 (未納月数を除く)	月	月	月			
月	月	月	月	月	月	月	月	月

厚生年金保険 (b)

一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計	月	月
月	月	月	月	月	月

3. 老齢年金の種類と見込額 (年額) (60歳未満の方は現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳~	歳~	歳~	歳~	老齢基礎年金
(1) 基礎年金					円
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	円
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	円
(1)と(2)の合計					円

お客様へのお知らせ

ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」

※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、本扶到届後、3カ月です。

■ 「ねんきんネット」画面イメージ

1. 今後の職業の選択

現在の職業を継続しますか?
※ 右の補足エリアをご確認ください。

A はい いいえ

今後の職業に対応する年金制度の説明

どのような職業ですか?
A 自営業 会社員 その他(公務員等)

どのような働き方をしますか?
A 常勤、フルタイム(厚生年金保険加入) 非常勤、パートタイム(国民年金加入)

2. 収入などの入力

※ 給与などから税金や社会保険料等を差し引く前の金額を入力してください。

収入(月額)の見込額を千円単位で入力してください。

半角数字で入力してください。(例: 180,000円)

およそ ,000円

賞与(ボーナスなど)の支払月と見込額を千円単位で入力してください。(最大3つ)

見込額は半角数字で入力してください。(例: 6月 200,000円)

1. 月 ,000円

2. 月 ,000円

受給期間	年金見込額 (月額)	支給停止見込額 (月額)	受給予定年金見込額 (月額)	金額の内訳を表示
65歳01ヶ月~ 65歳01ヶ月	66,417円	0円	66,417円	老齢基礎年金のみ <input type="button" value="金額の内訳 開"/>
65歳02ヶ月~	66,417円	0円	66,417円	老齢基礎年金+老齢厚生年金 <input type="button" value="金額の内訳 開"/>

➡ 加入実績や今後の収入の見込みに応じた年金額の見込みを提供

(参考) 公的年金シミュレーター

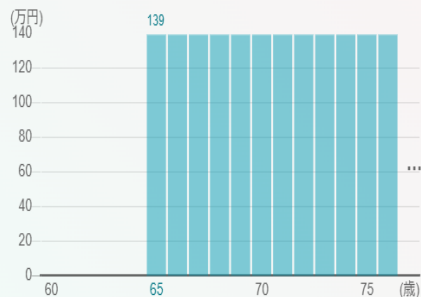
- 「公的年金シミュレーター」は、厚生労働省が開発した将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツール。
- 民間事業者が運営するサービスとの連携を進展させるため、令和5年7月からプログラムを民間事業者に公開している。

(参考) 公的年金シミュレーター試算例



[使い方動画 Q&A](#)

あなたの年金見込み受給額



年金見込み受給額 65歳～.....139万円/年

今後の年収 [?](#)



就労完了年齢 [?](#)



受給開始年齢 [?](#)



※あなたの年金見込み受給額は生涯受給できます。

※試算した年金額は概算シミュレーションであり、実際の支給額とは異なる場合があります。詳細に試算をしたい場合には、[ねんきんネット](#)をご利用ください。

ねんきん定期便をお持ちの場合、
これまでの生活について自動入力が可能です。

+ [年金に関する過去の情報欄を開く](#)

働き方・暮らし方を入力して、
将来の年金額を試算しましょう。

- [働き方・暮らし方の入力欄を閉じる](#)

働き方・暮らし方の入力

働き方・暮らし方①

働き方・暮らし方 [?](#)

自営業・フリーランス
(国民年金第1号)

会社員・公務員
(厚生年金)

パート・アルバイト
(国民年金第1号)

パート・アルバイト
(厚生年金)

配偶者の扶養
(国民年金第3号)

学生・働いていない
(国民年金第1号)

期間 [?](#)

22 歳～ 60 歳まで

年収 [?](#)

300 万円

+ [働き方・暮らし方の追加](#)

+ [受給開始年齢の入力欄を開く](#)

試算する

+ [世・社会保障料額の試算を開く](#)

(参考) 公的年金シミュレーターの概要



例えばこんなシミュレーションも可能です！

働き方・暮らし方の入力

働き方・暮らし方①

働き方・暮らし方 ?

自営業・フリーランス (国民年金第1号)
 会社員・公務員 (厚生年金)

パート・アルバイト (国民年金第1号)
 パート・アルバイト (厚生年金)

配偶者の扶養 (国民年金第3号)
 学生・働いていない (国民年金第1号)

期間 ?

45 歳 ~ 59 歳まで



現在、35歳で、配偶者の扶養の範囲内で働いていますが、今後、扶養を外れて働くと年金はどう変わりますか？



60歳から65歳まで会社員として働いた後、67歳までパートとして働いたら、年金はどれくらい増えますか？

(参考) 公的年金シミュレーターの特徴

簡単にスムーズな操作性

ID・パスワードの取得不要
「ねんきん定期便」の二次元コードを読み込むことで、過去の加入記録の入力が不要で手軽に試算できる



グラフを表示しながら試算できる

デザイン性が高く操作性の良い試算画面
スライダーを動かすことで、年金額の変化が一目で確認できる



働き方・暮らし方に応じたシミュレーション

これからの働き方・暮らし方の変化

- ・就職、転職したとき
- ・配偶者の被扶養者となったとき
- ・退職した後、年金を受給しながら働くとき

にあわせて様々なシミュレーションができる



働き方・暮らし方①

働き方・暮らし方②

自営業・フリーランス (国民年金第1号) | 会社員・公務員 (厚生年金)

パート・アルバイト (国民年金第1号) | パート・アルバイト (厚生年金)

配偶者の扶養 (国民年金第3号) | 学生・働いていない (国民年金第1号)

期間: 46歳 ~ 59歳まで

年収: 537万円

その他

個人情報記録されず、画面を閉じるとデータは消去されるため、安心して利用できる

税・社会保険料額の試算機能を搭載

税・社会保険料額試算の画面イメージ

所得税	0万円/年
介護保険料	8万円/年
国民健康保険料(税)	3万円/年
個人住民税	1万円/年

合計 12万円/年

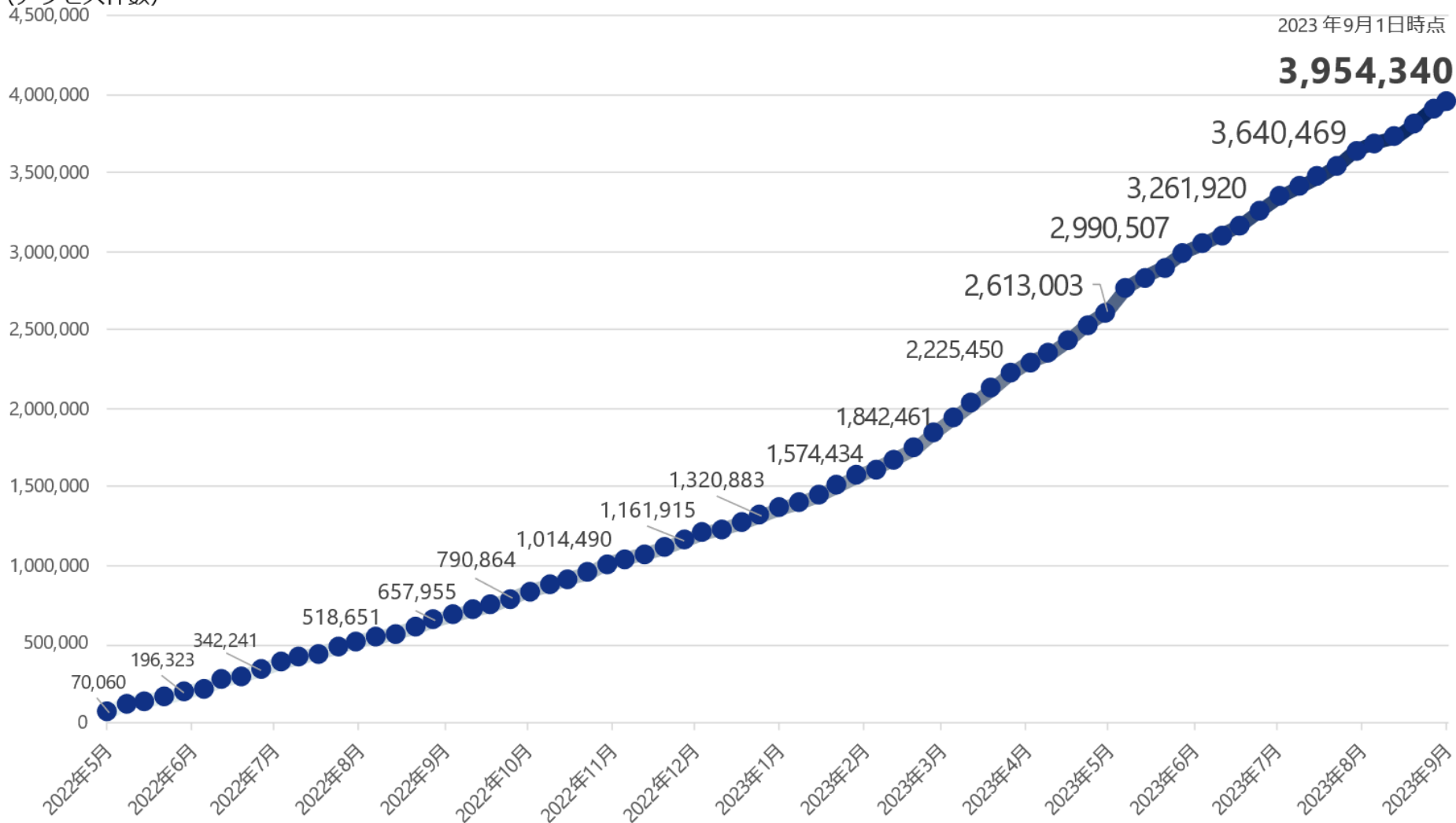
※個人の状況や自治体によって異なります

※画面は開発中のもの。

(参考) 公的年金シミュレーターの利用状況

公的年金シミュレーターへの合計アクセス件数は、2022年4月25日の運用開始以降、順調に伸びており、今後もアクセス件数の伸びが想定される。

(アクセス件数)



(参考) 公的年金シミュレーターのプログラム公開

公的年金シミュレーターのプログラム公開について

1. 内容

厚生労働省は、令和4年4月25日、「公的年金シミュレーター」の運用を開始しました。本サービスは、ねんきん定期便に記載されている二次元コードをスマホで読み取ることにより、将来の年金受給見込額を簡便に試算できるもので、公開以来約330万回（令和5年7月時点）のアクセスをいただいています。

今般、公的年金シミュレーターと、民間事業者が運営するサービスとの連携を進展させるため、**令和5年7月21日から「公的年金シミュレーター」のプログラムを民間事業者に公開**します。

2. 利用条件等

プログラムの提供を受けるためには、別添「『公的年金シミュレーター』のソフトウェアのプログラム利用規約」への同意が必要です。

プログラム等利用者は、**プログラム等の利用に係る企画書の案（任意様式）を提出いただき、厚生労働省との事前打合せを経たのち、別添「利用申請書」によりプログラム等の利用申請を行う**ものとし、利用申請を受けた厚生労働省は、民間事業者にプログラムを公開します。

3. 申込方法

厚生労働省との事前打合せを希望するプログラム等利用者は、次の電子メールアドレス宛に、①所属、②担当者氏名、③電話番号、④メールアドレス、⑤プログラム等の利用に係る企画書の案（任意様式）を送付します。

電子メールアドレス：kourou_nenkin@mhlw.go.jp

2023年7月21日より、公的年金シミュレーターのプログラム等を民間事業者に公開開始

利用申請を行った民間事業者に対してプログラム等を提供

【令和5年7月21日（金）プレスリリース】
「公的年金シミュレーターのプログラム公開について」より抜粋

5

ポータビリティの拡充

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本日も議論いただきたい点

ポータビリティの拡充

- 制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）の現状や実態について
- ポータビリティの拡充（中小企業退職金共済制度等）を検討するにあたって必要な論点・課題
- DCにおける商品の現物移換 など

年金資産の持ち運び（ポータビリティ）

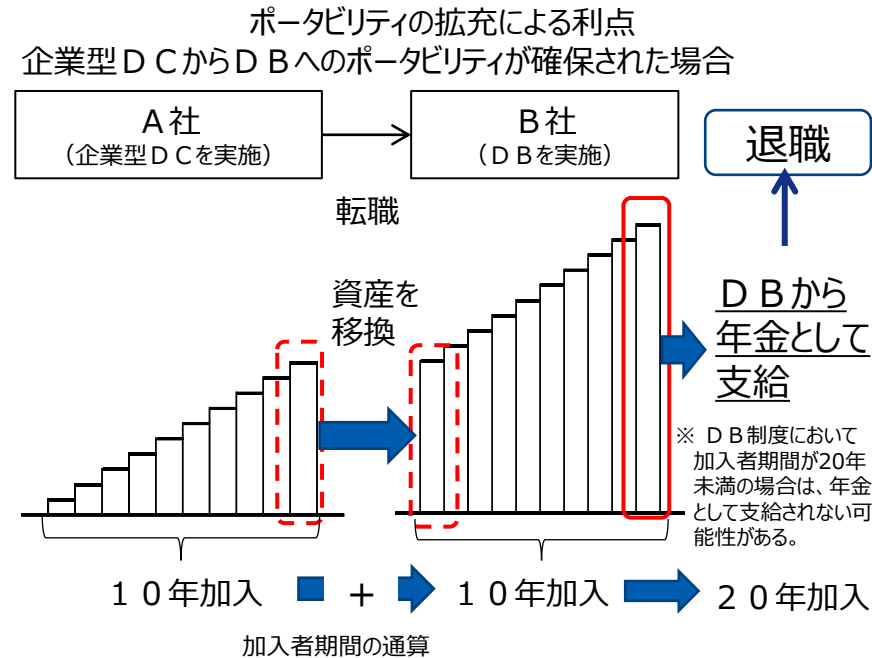
- 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間（例：DB→DC）の資産移換を可能とするもの。
 - ※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金（DC等）に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。
- 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

【私的年金制度における年金資産の持ち運び（ポータビリティ）】

		離転職先で導入している制度、資産移換先の制度				
		確定給付企業年金 (DB)	企業型確定拠出年金 (企業型DC)	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	通算企業年金	中小企業退職金共済
離転職前に加入していた制度等	DB	● (DB/個人単位) ※2	● (DB/個人単位)	●	●	▲※1 ※3
		▲ (DB/制度移行) ※1 ※2	▲ (DB/制度移行) ※1			
	企業型DC	● ※2	●	●	●	▲※3
	iDeCo	● ※2	●	—	×	×
	通算企業年金	● ※2	●	●	—	×
	中小企業退職金共済	▲ ※2 ※3	▲ ※3	×	×	●

●：個人の申出により移換、▲：事業主の手続きにより移換、—：対象外、×：移換不可

- ※1 離転職前等に参加していたDB規約の定めによる
- ※2 離転職先等で導入しているDB規約の定めによる
- ※3 合併等の場合に限る



- ・ 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・ 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

年金資産の持ち運び（ポータビリティ）の拡充 （平成28（2016）年の法改正）

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（※平成28年5月24日成立）により、ライフコースの多様化への対応のため、DCからDB等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。

＜ポータビリティ拡充の全体像＞

		移換先の制度			
		DB	企業型 DC	個人型 DC	中小企業 退職金共済
移換前に加入していた制度	DB	○	○ ^(※1)	○ ^(※1)	×→○ ^(※3)
	企業型 DC	×→○	○	○	×→○ ^(※3)
	個人型 DC	×→○	○	△	×
	中小企業 退職金共済	○ ^(※2) →○ ^(※2+※3)	×→○ ^(※3)	×	○

(※1) DBから企業型・個人型DCには、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 合併等の場合に限って措置。

年金資産の持ち運び（ポータビリティ）の拡充 （令和2（2020）年の制度改正）

【見直し前】

- 制度間のポータビリティとは、個人の転職等の際に制度間の資産移換を可能とするものであるが、より多くの制度間のポータビリティを拡充することで、個々人の選択肢が広がるなど、継続的な老後の所得確保に向けた取組を行いやすい環境となることから、これまでに平成16（2004）年と平成28（2016）年の法改正で資産移換を可能としてきた。

【見直し内容】 ※令和4（2022）年5月1日施行

- 制度間のポータビリティは順次拡大されてきたが、一部に不十分な点が残ることから、引き続き、移換手続の改善を図る。具体的には、終了した確定給付企業年金（DB）から個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））への年金資産の移換と、加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金（企業型DC）から通算企業年金（※）への年金資産の移換を可能とする。
- （※）「通算企業年金」とは、DBや企業型DCが共同で設立し会員となっている企業年金連合会が、退職者等向けに運用する年金の一つ



（※）DB（約940万人）と企業型DC（約690万人）に同時に加入している者が約410万人いる

<参考>「通算企業年金」と「iDeCo」の相違点

通算企業年金	通算企業年金は、移換された資産を企業年金連合会が運用し、移換時の年齢に応じた予定利率（0.5%～1.5%）で付利される仕組み。 原則、65歳からの受給で（60歳からの繰上げ受給も可能）、80歳までの保証期間付き終身年金（やむを得ない事情等により一時金の選択も可能）。
iDeCo	iDeCoは、加入者個々人が運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る仕組み。 現行、60歳以上70歳以下の任意の時点で請求可能。年金か一時金かを受給権者が選択可能。

中小企業退職金共済制度と年金資産の持ち運び（ポータビリティ）①

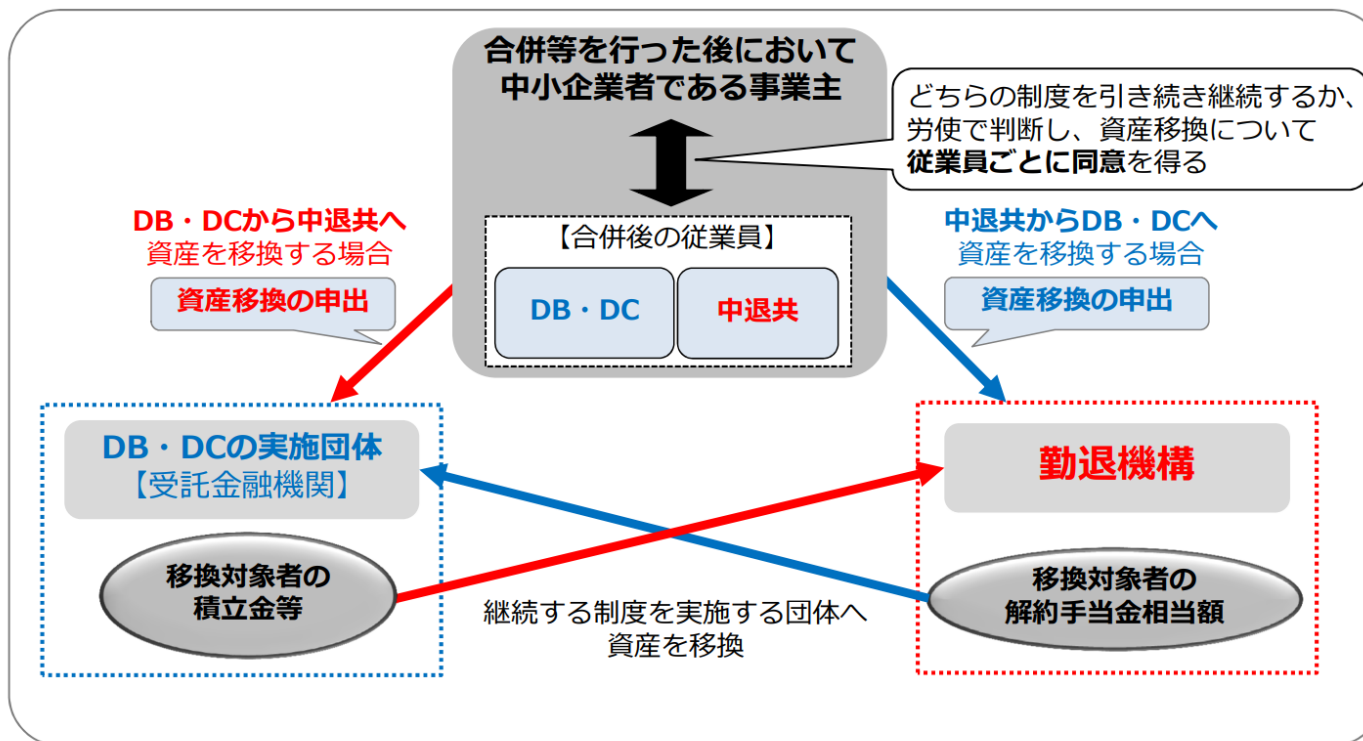
- 平成28（2016）年の法改正により、合併等を行った事業主が中小企業である場合、中退共制度と企業年金制度との間での資産移換が可能となった。

中退共制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充

第67回中小企業退職金共済部会
平成29年10月16日
資料2から抜粋

- 従業員が、職業生活の引退時等にまとまった退職金等を受け取ることができるよう、合併等を行った事業主が中小企業者である場合、中退共制度と企業年金制度との間での資産移換を行うことを可能とする。

-資産移換のスキームについて-



中小企業退職金共済制度と年金資産の持ち運び（ポータビリティ）③

- 企業年金部会での議論を受けて、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会においても議論を行い、とりまとめがなされた。
- 制度間のポータビリティを拡充するにあたっては、退職金制度と企業年金制度がそれぞれ異なる趣旨・目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることから、各制度の社会的役割を十分に踏まえた上で、制度の在り方を検討していく必要がある、とされた。

平成 27 年 2 月 13 日

中小企業退職金共済制度と企業年金制度とのポータビリティの拡充について

労働政策審議会勤労者生活分科会

中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済制度（以下「中退共」という。）と確定給付企業年金制度及び企業型確定拠出年金制度（以下「企業年金制度」という。）との間でのポータビリティの拡充について、社会保障審議会企業年金部会における議論を踏まえ、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

- 1 労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえると、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、ポータビリティについて制度利用者の選択肢を拡大していくことは望ましい。
- 2 退職金制度と企業年金制度はそれぞれ異なる趣旨・目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることから、制度間のポータビリティを拡充するにあたっては、各制度の果たすべき社会的役割を十分に踏まえた上で、全体として整合性のある形となるように制度の在り方を検討していく必要がある。
- 3 以上の点を踏まえ、現行制度の枠組みを維持しつつポータビリティを拡充していくという観点から、今般、会社合併等の後も引き続き中小企業者である場合に、その合併等に伴う中退共と企業年金制度間の資産移換を行うことは適当である。

以上

年金資産の持ち運び（ポータビリティ）と商品の現物移換

- 法令上は、商品の現物移換を妨げていない。（確定拠出年金Q & A（令和4年10月1日施行））
- 商品の現物移換に際しては、各関係者が運用の方法ごと（投資信託・定期預金・保険商品等）の事務手続きを踏まえた実務上の対応が求められることになる。

現物移換に関する考え方

確定拠出年金Q & A（令和4年10月1日施行）

No.214

項目：その他（規約）

質問事項：プランを移動した場合において、商品を現物移換できるようにできないか。

回答：現行の確定拠出年金法上においては、商品の現物移換は妨げておらず、運用関連運営管理機関、記録関連運営管理機関及び資産管理機関において対応が出来るのであれば現物移換は可能。

一般的な移換実務の例

例：企業型DCから企業型DCへ移換する場合

移換先		移換元	
各関係者	記録関連運営管理機関	記録関連運営管理機関	各関係者
《加入者・事業主》 ・資産の移換を依頼	・移換を指示	・運用商品の売却を指図 ・移換金の振込を指図	《商品提供機関・資産管理機関》 ・運用商品を売却 《資産管理機関》 ・移換金の振込
《資産管理機関》 ・着金を連絡	《商品提供機関・資産管理機関》 ・運用商品を購入		
	・移換金による運用商品の購入を指図		